

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和4年2月24日

【発行者名】 エスエムティー・ファンド・サービシズ（アイルランド）リミテッド
(SMT Fund Services (Ireland) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 中村佳史
取締役 ピーター・キャラハン
(Peter Callaghan)

【本店の所在の場所】 アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、
ハーコート・センター、ブロック5
(Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
同 飯村 尚久

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 マンスリー ディビデンド ハイ イールド ファンド
(MONTHLY DIVIDEND HIGH YIELD FUND)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】 上限見込額は、344.5億米ドル(約3兆9,159億円)

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注) 米ドルの円貨換算は、別段の記載のない限り、2021年10月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=113.67円)による。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年9月30日に提出した有価証券届出書(2021年12月28日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)(以下「原届出書」といいます。)について、2022年2月24日付でファンドの設立地における英文目論見書が更新され、ファンドの分配方針、投資リスク、申込手続、買戻し手続等が変更されましたので、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、下線の部分は訂正部分を示します。

2 【訂正の内容】

第一部 証券情報

(4) 発行（売出）価格

< 訂正前 >

各申込後最初に計算される受益証券一口当り純資産価格とする。

(注) 一口当り純資産価格については、下記(8)申込取扱場所に問い合わせのこと。

< 訂正後 >

購入申込日に適用される受益証券一口当り純資産価格とする。

(注) 一口当り純資産価格については、下記(8)申込取扱場所に問い合わせのこと。

(5) 申込手数料

< 訂正前 >

(前略)

(参考)

例えば、1口当りの純資産価格100.00米ドルの時に100口買付を行う場合は、次のように計算する。

申込手数料 = 100.00米ドル × 100口 × 3.30% (税込) = 330.00米ドル

となり、申込金額に申込手数料を加えた合計額10,330米ドルを支払うこととなる。

1口当りの純資産価格は、通常、取引日の日本における翌営業日に日本で発表される。

円貨で申込む場合、外貨と円貨との換算は、日本における販売会社が決定する為替レートによる。

詳しくは、日本における販売会社まで問い合わせのこと。

上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。

< 訂正後 >

(前略)

(参考)

例えば、1口当りの純資産価格100.00米ドルの時に100口買付を行う場合は、次のように計算する。

申込手数料 = 100.00米ドル × 100口 × 3.30% (税込) = 330.00米ドル

となり、申込金額に申込手数料を加えた合計額10,330米ドルを支払うこととなる。

円貨で申込む場合、外貨と円貨との換算は、日本における販売会社が決定する為替レートによる。

詳しくは、日本における販売会社まで問い合わせのこと。

上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。

(7) 申込期間

<訂正前>

2021年10月1日(金曜日)から2022年9月30日(金曜日)まで

ただし、アイルランド、東京およびニューヨークにおける銀行営業日である、土曜日および日曜日以外の日(以下「営業日」または「取引日」という。)に限り、申込みの取扱いが行われる。

<訂正後>

2021年10月1日(金曜日)から2022年9月30日(金曜日)まで

ただし、ダブリン、東京およびニューヨークにおける銀行営業日である、土曜日および日曜日以外の日(以下「営業日」または「取引日」という。)に限り、申込みの取扱いが行われる。

(9) 払込期日

<訂正前>

(前略)

約定日とは、受益証券の申込注文の成立を販売会社が確認した日をいう。

<訂正後>

(前略)

約定日とは、受益証券の申込注文の成立を販売会社が確認した日(通常、申込日の翌ファンド営業日の翌国内営業日)をいう。

(12) その他

<訂正前>

(前略)

e その他

本書に記載されている諸当事者の義務は、別紙B「主要契約」に列挙されている文書により発生し、また規律され、また本書に含まれる情報は、かかる文書全体の参照により制約される。

本募集には多大なリスクが伴う。応募者は、受益証券の購入前に、本書、応募者自身の財務、会計、制度、税務および他の事情ならびに受益証券に関するリスク要因(「3 投資リスク リスク要因」において議論されている。)を考慮することが望ましい。受益証券の購入は、受益証券への投資についての財務、会計、制度、税務および他のリスクを理解し、対応できる十分な財務上の手だてを有する購入者にも適切である。ファンドへの投資が投資家のポートフォリオの多大な割合を占めることは望ましくなく、またすべての投資家にとって適切なものではない。

本書日付において、ファンドは残存もしくは設定済かつ未発行の(期限付借入れを含む)借入れまたは残存するモーゲージ、チャージまたは銀行に対するオーバー・ドラフトおよびアクセプタンスもしくはアクセプタンス・クレジットに基づく債務、ハイヤー・パーチェスもしくはファイナンス・リース契約または保証もしくは他の偶発債務を含む他の借入れまたは借入れの性質を有する債務を負担していない。

いつでも、ファンドの受益証券の発行価格と買戻価格との間に差が生じるということは、投資は中長期的に見るべきことを意味している。

PRIIPs規則

管理会社には、現在、PRIIPs規則に基づくパッケージ型リテール投資商品および保険ベース投資商品の重要情報書類(PRIIPs KID)を作成する意図はない。

<訂正後>

(前略)

e その他

本書に記載されている諸当事者の義務は、別紙B「主要契約」に列挙されている文書により発生し、また規律され、また本書に含まれる情報は、かかる文書全体の参照により制約される。

本募集には多大なリスクが伴う。応募者は、受益証券の購入前に、本書、応募者自身の財務、会計、制度、税務および他の事情ならびに受益証券に関するリスク要因(「3 投資リスク リスク要因」において議論されている。)を考慮することが望ましい。受益証券の購入は、受益証券への投資についての財務、会計、制度、税務および他のリスクを理解し、対応できる十分な財務上の手だてを有する購入者にのみ適切である。

本書日付において、ファンドは残存もしくは設定済かつ未発行の(期限付借入れを含む)借入れまたは残存するモーゲージ、チャージまたは銀行に対するオーバー・ドラフトおよびアクセプタンスもしくはアクセプタンス・クレジットに基づく債務、ハイヤー・パーチェスもしくはファイナンス・リース契約または保証もしくは他の偶発債務を含む他の借入れまたは借入れの性質を有する債務を負担していない。

PRIIPs規則

管理会社には、現在、PRIIPs規則に基づくパッケージ型リテール投資商品および保険ベース投資商品の重要情報書類(PRIIPs KID)を作成する意図はない。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

<訂正前>

a ファンドの形態

(中略)

アイルランド中央銀行は、アイルランド中央銀行がファンドを認可したことによって、またファンドの債務不履行のためファンドに関して法律により与えられる機能をアイルランド中央銀行が行使することを理由として、責務を負うものではない。ファンドの認可は、ファンドの関係会社の信頼性や財政状態に関してアイルランド中央銀行が保証することを意味するものではない。ファンドの認可は、アイルランド中央銀行によるファンドの保証ではなく、アイルランド中央銀行は本書の内容につき責任を負うものではない。ファンドの受益証券の価格は上昇または下落する可能性がある。

ファンドに対する投資は、受益証券の購入により行われ、ファンド中に、受益者のために資産が蓄積される。受益証券一口は、ファンドの資産の未分割の持分一口の受益権を表章する。

(後略)

<訂正後>

a ファンドの形態

(中略)

アイルランド中央銀行は、アイルランド中央銀行がファンドを認可したことによって、またファンドの債務不履行のためファンドに関して法律により与えられる機能をアイルランド中央銀行が行使することを理由として、責務を負うものではない。ファンドの認可は、ファンドの関係会社の信頼性や財政状態に関してアイルランド中央銀行が保証することを意味するものではない。ファンドの認可は、アイルランド中央銀行によるファンドの保証ではなく、アイルランド中央銀行は本書の内容につき責任を負うものではない。

受益証券の購入に先立って、受益証券を購入しようとする投資者は、自らの証券ブローカーや法律、財務、会計、規則および税務に関する顧問に、受益証券への投資を決し、またかかる投資についての独立した評価を行うため相談することが望ましい。

ファンドへの投資が投資家のポートフォリオの多大な割合を占めることは望ましくなく、またすべての投資家にとって適切なものではない。ファンドの受益証券の価格は上昇または下落する可能性がある。

いつでも、ファンドの受益証券の発行価格と買戻価格との間に差が生じるということは、投資は中長期的に見るべきことを意味している。

ファンドに対する投資は、受益証券の購入により行われ、ファンド中に、受益者のために資産が蓄積される。受益証券一口は、ファンドの資産の未分割の持分一口の受益権を表章する。

(後略)

(2) ファンドの沿革

<訂正前>

(前略)

2015年12月30日 改訂・再録信託証書締結

<訂正後>

(前略)

2015年12月30日 改訂・再録信託証書締結

2022年2月24日 補足信託証書締結

(3) ファンドの仕組み

<訂正前>

(前略)

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド (SMT Fund Services (Ireland) Limited)	管理会社	2015年12月30日付で受託会社との間でファンドの改訂・再録信託証書を締結。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー (Wellington Management Company LLP)	投資運用会社	2014年12月10日付で管理会社との間で投資運用契約 ^(注1) の更改契約を締結(2015年1月1日効力発生)。ファンド資産の投資運用業務について規定している。
エスエムティー・トラスティー(アイルランド)リミテッド (SMT Trustees (Ireland) Limited)	受託会社	2015年12月30日付で管理会社との間でファンドの改訂・再録信託証書を締結。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。

(後略)

<訂正後>

(前略)

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド 運営上の役割	契約等の概要
エスエムティー・ファンド・サービシーズ (アイルランド)リミテッド (SMT Fund Services (Ireland) Limited)	管理会社	2015年12月30日付で受託会社との間でファンドの改訂・再録信託証書(2022年2月24日付補足信託証書により補足済)を締結。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー (Wellington Management Company LLP)	投資運用会社	1998年2月24日付で管理会社との間で投資運用契約(2014年12月10日付で更改契約を締結し、2014年12月31日に改訂済) ^(注1) を締結。ファンド資産の投資運用業務について規定している。
エスエムティー・トラスティー(アイルランド)リミテッド (SMT Trustees (Ireland) Limited)	受託会社	2015年12月30日付で管理会社との間でファンドの改訂・再録信託証書(2022年2月24日付補足信託証書により補足済)を締結。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。

(後略)

(5) 開示制度の概要

<訂正前>

1) アイルランドにおける開示

(中略)

受益者に対する開示

(中略)

監査済年次報告書および未監査半期報告書は受益者に対しそれぞれ会計年度末後120日以内および半期末後2か月以内に無料で郵送され、管理会社の営業上の住所(ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5)で閲覧に供され、管理会社から交付される。信託証書は管理会社の営業上の住所において閲覧に供される。

(後略)

<訂正後>

1) アイルランドにおける開示

(中略)

受益者に対する開示

(中略)

監査済年次報告書および未監査半期報告書は受益者に対しそれぞれ会計年度末後4か月以内および毎年9月30日に終了する半期末後2か月以内に無料で郵送され、管理会社の営業上の住所(ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5)で閲覧に供され、管理会社から交付される。信託証書は管理会社の営業上の住所において閲覧に供される。

(後略)

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

(前略)

ファンドが保有することのできる債務証券には、米国および米国以外の国の発行体、政府および政府機関ならびに国際機関の債務が含まれるが、これらにはいわゆる「プレイディー」債券、ヤンキー・債券、グローバル・ユーロ・債券および転換社債、ならびに特別目的のトラストの発行したアセット・バック証券が含まれる。特別目的ヘトラストは、収益を生ずる投資対象の証券化または再証券化のための一般的媒介体であり、その唯一の機能は、通常、固定利付債務証券の発行およびモーゲージ、社債等の資産のポートフォリオを取得および保有するために当該発行の代り金を利用することにある。ファンドの保有する証券は、いわゆる現物払債券、ゼロ・クーポン債ならびに割引債券およびステップ・アップ債券等の現金で当期利息の支払が行われない債務を含むことがある。ファンドは、いかなる種類の株式にも投資せず、またいかなる出資も行わない。

通常時に、投資先国のソブリン債務の格付けがムーディーズによるBaa3もしくはS&PによるBBB-を下回る国の企業、政府または政府機関により発行された証券には、ファンドの純資産額の10%を超えて投資することができない。

(後略)

<訂正後>

(前略)

ファンドが保有することのできる債務証券には、米国および米国以外の国の発行体、政府および政府機関ならびに国際機関の債務が含まれるが、これらにはいわゆる「プレイディー」bond、ヤンキー・bond、グローバル・ユーロ・bondおよび転換社債、ならびに特別目的のトラストの発行したアセット・バック証券が含まれる。特別目的ヘトラストは、収益を生ずる投資対象の証券化または再証券化のための一般的媒介体であり、その唯一の機能は、通常、固定利付債務証券の発行およびモーゲージ、社債等の資産のポートフォリオを取得および保有するために当該発行の代り金を利用することにある。ファンドの保有する証券は、いわゆる現物払債券、ゼロ・クーポン債ならびに割引債券およびステップ・アップ債券等の現金で当期利息の支払が行われない債務を含むことがある。ファンドは、いかなる種類の株式にも投資せず、またいかなる直接の出資も行わない。ただし、強制的な会社行為または債務不履行に陥った債務証券の整理の一部(ただし、これらに限られない。)の結果として、株式を受領することがある。当該受領された一切の株式は、受益者の利益を十分に斟酌した上で、合理的に可能な限り速やかに売却される。

通常時に、投資先国のソブリン債務の格付けがムーディーズによるBaa3もしくはS&PによるBBB-を下回る国の企業、政府または政府機関により発行された証券には、ファンドの純資産額の10%を超えて投資することができない。

(後略)

(4) 分配方針

<訂正前>

管理会社は、信託証書の規定に従い、適切な調整の上、ファンドが受領したすべての純利益、配当その他の収益を、毎月受益者に分配する方針である。管理会社は、ファンドの実現・未実現売買損失を控除後のファンドの純実現・未実現売買益を、毎月または管理会社が定める他の時期に分配することができる。ファンドのすべての未分配収益および未実現キャピタル・ゲインは、ファンドの投資方針に従い、再投資される。

分配は毎月の最終営業日(以下「分配落日」という。)の評価時に宣言されることにより行われる予定であり(ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。分配が行われないこともある。)、分配落日の前営業日(以下「基準日」という。)の営業終了時に登録されているすべての受益者に分配落日の翌営業日に支払われるものとする。したがって、分配落日における受益証券の申込者は当該日に分配を受けることはできないが、分配落日において保有する受益証券の全部または一部の買戻しを請求している受益者は、当該日に分配を受けることができる。

宣言された分配金は6年間請求のない場合には、ファンドに帰属するものとする。

(後略)

<訂正後>

管理会社は、信託証書の規定に従い、適切な調整の上、ファンドから生じたすべての純利益、配当その他の収益を、毎月または管理会社が定める他の時期に受益者に分配する方針である。管理会社は、ファンドの実現・未実現売買損失を控除後のファンドの純実現・未実現売買益を、毎月または管理会社が定める他の時期に分配することができる。ファンドのすべての未分配収益および未実現キャピタル・ゲインは、ファンドの投資方針に従い、再投資される。

分配は毎月の最終営業日の前営業日(以下「分配落日」という。)の評価時に宣言されることにより行われる予定であり(ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。分配が行われないうちもある。)、その月の最終営業日の前営業日(以下「基準日」という。)の営業終了時に受益者名簿に登録されているすべての受益者に、翌月の最初の営業日または管理会社が随時決定するその他の日に支払われるものとする。当該分配金の支払いが行われる保証はなく、また、当該分配金の支払いが行われる場合も、将来の分配金の支払いが行われる保証はなく、支払いが行われた場合も、当該金額での支払いが行われる保証はない。

受益証券一口当りの分配金の全額について、小数第4位未満を切り捨てて、小数第4位まで算出する。

分配金は、全額現金で支払われる。

宣言された分配金は6年間請求のない場合には、ファンドに帰属するものとする。

(後略)

(5) 投資制限

<訂正前>

(前略)

()ファンドの純資産総額の10%を超えていかなる一団体に寄託してはならない。ただし、この制限は、以下の団体への寄託、これらの寄託を証する証券またはこれらによって保証された証券の場合は30%までとする。

(1) 欧州連合の信用機関

(2) 経済地域(「EEA」)加盟国(ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)で認可された銀行

(3) 欧州連合加盟国またはEEA加盟国以外の1988年7月のバーゼル自己資本比率規制合意の調印国(スイス、カナダ、日本、アメリカ合衆国、英国)によって認可された銀行またはオーストラリアもしくはニュージーランドで認可された銀行

(4) 受託会社

本規定および()においては、関連会社および関連機関は一発行体とみなされる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

()ファンドの純資産総額の10%を超えていかなる一団体にも寄託してはならない。ただし、この制限は、以下の団体への寄託、これらの寄託を証する証券またはこれらによって保証された証券の場合は30%までとする。

(1) EEAで認可された信用機関

(2) EEA加盟国以外の1988年7月のバーゼル自己資本比率規制合意の調印国(スイス、カナダ、日本、アメリカ合衆国、英国)内で認可された信用機関

(3) ジャージー島、ガーンジー島、マン島、オーストラリアまたはニュージーランドで認可された信用機関

(4) 受託会社

(5) アイルランド中央銀行の事前の承認を得た受託会社の関係会社または関連会社

本規定および()においては、関連会社および関連機関は一発行体とみなされる。

(後略)

3 投資リスク

<訂正前>

リスク要因

「3 投資リスク リスク要因」における管理会社に対する言及には、文脈上認められる場合、管理会社の受任者が含まれる。

(1) 一般的リスク要因

投資元本の損失の可能性

(中略)

持続可能性リスク

持続可能性リスクがファンドに対する潜在的または実際の重大なリスクを示す程度については、投資運用会社によって、同社の投資判断およびリスク監視の中で検討される。その他の重大なリスクとともに、投資運用会社は、ファンドに係る長期のリスク調整後リターンの最大化を図るため、持続可能性リスクについて検討する。持続可能性リスクが発生後の影響は非常に大きいものであり、特定のリスク、地域および資産クラスに応じて異なる場合がある。通常、持続可能性リスクが資産に関して発生した場合、資産の価値に悪影響が及ぶか、または、資産の価値がすべて失われる可能性がある。持続可能性リスクが発生した場合、当該リスクにより、投資家(投資運用会社を含む。)は、特定の投資対象が適切ではなくなると判断し、当該投資対象を売却する(または当該投資対象へ投資しない)可能性があり、投資対象の価値に対する下方圧力をさらに悪化させる。

AIFMDリスク

(中略)

さらに、AIFMまたはその受任者は、AIFMDで定める頻度による受益者への報告書またはAIFMDに基づき認められたその他の手段により、以下の事項に関する情報を開示することが義務付けられている。

(中略)

(4) ファンドの預託機関が契約により自らを免責するために締結した取決め

(中略)

英国のEU離脱リスク

2020年1月31日、連合王国（以下「英国」という。）は、欧州連合（以下「EU」という。）から離脱した。英国およびEUは、英国とEUの間の将来の関係を取り決めた貿易協力協定（以下「TCA」という。）について続いて合意した。TCAの条項は、英国のEU離脱移行期間の終了日である2020年12月31日に発効する欧州連合（将来関係）法により英国において施行された。TCAは、金融サービスについては限定的な規定を含むに止まり、現時点では英国とEU間の関係のこの側面がどのように扱われるかは不透明である。

英国のEUからの離脱、TCAの施行およびTCAで扱われていない英国とEU間の関係に関する分野（特にEUの金融市場へのアクセスを含む。）が今後どのように扱われるかがファンドに与える正確な影響を判断することは困難である。したがって、当該事項がファンドに様々な形で悪影響を与えることはないとは保証することはできない。

さらに、英国のEUからの離脱は、英国経済およびその将来の成長に重大な影響を及ぼす可能性があり、これによりファンドによる英国への投資は悪影響を受ける可能性がある。このことは、英国経済の側面に関する不確実性の長期化を招き、顧客および投資者の信頼を損なう可能性もある。これら一切の事由および英国以外のEU加盟国による欧州連合からの離脱または除名は、ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

仲介取決め

(中略)

担保に関する取決め

(中略)

取引相手方がファンドの勘定に現金担保を差し入れた場合、当該現金担保は、保管会社における分別担保勘定または当該担保に関する取決めの当事者間で合意されるその他の銀行勘定（以下「担保勘定」という。）に預託され、再投資目的には使用されない。担保勘定の受取利息（もしあれば）は、クレジット・サポート・アネックスに従い取引相手方が要求する利息を支払うのに十分でないことがある。利息の差額は、純資産額に影響を及ぼす。現金以外の受領担保は、売却され、再投資され、または担保に供されることはない。

(中略)

担保の業務リスク

取引相手方の支払債務および取引相手方が差し入れる担保は、各営業日に独立して評価され、担保の金額および構成は、担保要件を満たすよう調整される。担保に関する方針は投資運用会社により監視されるが、当該方針が正しく遵守され、かつ、実施されない場合、ファンドは、取引相手方が債務不履行または支払不能に陥った場合に損失を被ることがある。

取引相手方リスク

ファンドは、投資または取引先の取引相手またはその他の者が破産、支払不能等の理由により、取引を執行できないリスクにさらされる。信託証書別紙1の2(B)項に基づき、受託会社は、ファンドに係る現金口座を維持する。当該口座は、受託会社のために、副保管会社によってその総副保管会社において開設されている。管理会社は、かかる口座に保有される現金残高に関して提供されるCMSにファンドを加入させている。

保管口座に保有される翌日物現金残高(ファンドに投資される前、または受益証券の買戻しに関して投資家に支払われる前を含む。)は、CMSの対象となることがある。受託会社からの事前に承認された指図に加えて、CMSは、第三者の取引相手に保有される1つ以上の混蔵顧客口座に当該金銭を有する総副保管会社を含む。投資家は、CMSの結果、投資家がCMS取引相手に対する取引相手方リスクの影響を受けることに留意すべきである。ファンドは、CMSに関連するCMS取引相手に対する取引相手方リスクの影響を受けることがある。

保管リスク

ファンドが投資する一部の市場の保管サービスは、主要市場の保管サービスと同じではないため、かかる市場での取引には取引および保管のリスクが伴う。

サイバー・セキュリティ・リスク

管理会社および管理会社のサービス提供者は、サイバー・セキュリティの事故によるオペレーショナル・リスク、情報セキュリティ・リスクおよび関連するリスクの影響を受けやすいといえる。通常、サイバーの事故は、故意の攻撃または故意でない事象により生じる可能性がある。サイバー・セキュリティ攻撃は、資産もしくは機密情報を悪用し、データを破壊し、または業務を妨害する目的で(例えば「ハッキング」または悪意あるソフトウェアの埋め込みを經由して)デジタル・システムに対する不正なアクセスを得ることを含むが、これに限られない。サイバー攻撃は、ウェブサイト上でサービス拒否攻撃(すなわち意図されるユーザーに対してサービスを利用不可能にする試み)を引き起こすなど、不正なアクセスを得ることを必要としない方法で行われることもある。管理会社、投資運用会社もしくは受託会社または金融仲介機関などの他のサービス提供者に影響を及ぼすサイバー・セキュリティ事故は、混乱を生じ、業務執行に影響を及ぼす可能性があり、ファンドの純資産価額を計算する能力の妨害、ファンドに係る取引の妨害、受益者がファンドに関連する取引を実行できないこと、適用あるプライバシー、データ保護またはその他の法律の違反、規制上の課徴金および制裁、外部評価の損害、払戻しもしくはその他の補償または是正費用、弁護士費用または追加のコンプライアンス費用などによる財務上の損失を生じる可能性がある。ファンドが投資する有価証券の発行体、ファンドのために管理会社が取引を行う取引相手方、政府当局およびその他規制当局、取引所およびその他金融市場運営者、銀行、証券業者、保険会社およびその他金融機関ならびにその他の者に影響を及ぼすサイバー・セキュリティ事故によっても同様の悪影響が生じる可能性がある。サイバー・セキュリティに関連するリスクを低減することを目的とした情報リスク管理システムおよび事業継続計画が構築されているが、一定のリスクが特定されていない可能性を含め、サイバー・セキュリティ・リスク管理システムまたは事業継続計画に固有の限界が存在する。

外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)

特定の支払に適用される2010年雇用促進法の外国口座税務コンプライアンスに関する規定(以下「FATCA」という。)は、原則的に、特定米国人による非米国口座および非米国事業体の直接的および間接的な所有について米国内国歳入庁への報告を義務付けることが意図されており、要求される情報を提供しない場合は、直接米国投資(および場合によっては間接米国投資)に対し30%の米国源泉徴収税が課税される。米国源泉徴収税の課税対象となることを回避するためには、米国人投資家および非米国人投資家はともに、自己および自己の投資家に関する情報の提供を義務付けられる可能性がある。この点について、アイルランド政府と米国政府は、2012年12月21日、FATCAの導入に関する政府間協定(さらなる詳細については、後記「4 手数料等及び税金、(5) 課税上の取扱い、(B) アイルランド、(2) 受益者、アイルランドにおける情報交換およびFATCAの国内法化」の項を参照のこと。)を締結した。

投資予定者は、ファンドへの投資に関連する米国の連邦、州、地方および米国外の税務申告および証明の要件について自己の税務顧問に相談すべきである。

GDPR

GDPRは、2018年5月25日にすべてのEU加盟国において施行され、現在のEUのデータのプライバシーに関する法律に代替した。GDPRに基づき、データ管理者は、とりわけ、説明責任および透明性要件を含む追加の義務を負い、これらにより、データ管理者は、データ処理に関するGDPRに定める規則の遵守につき責任を負い、かつそれを明示できなければならず、また、データ対象者に対し、個人データの処理に関してより詳細な情報を提供しなければならない。データ管理者に課されるその他の義務には、より強化されたデータ承認の要件および個人データに関する違反を遅滞なく関連する監督当局に報告する義務が含まれる。GDPRに基づき、データ対象者には、不正確な個人情報を修正する権利、データ管理者が保有する個人データを一定の状況において消去させる権利および様々な状況においてデータ処理を制限またはこれに反対する権利を含む追加の権利が付与される。

(中略)

投資運用会社への依存に関するリスク

ファンドについての投資判断は、管理会社に代わり投資運用会社が行う。ファンドの成功は、投資運用会社の適切な投資対象を見極める能力およびファンドのためにかかる投資対象を処分して利益を得る能力に依拠する。不利な事象により、ファンドの投資対象が同時に影響を受ける可能性がある。投資運用会社がこの点において成功するとの保証はない。

決済リスク

ファンドが投資する一部の取引所および市場の取引および決済の慣行は、主要市場の慣行と同じではなく、その結果、決済リスクが増大し、ファンドの投資証券の換金が遅れる可能性がある。

租税

ファンドへの投資に関連する課税リスクに、投資を検討している者は注意が必要である。詳細については後記「4 手数料等及び税金、(5)課税上の取扱い」と題する項目に記載する。

評価のリスク

管理会社の要請に応じて、投資運用会社が証券取引所に上場または取引されていない、もしくは規制のない市場で取引されている投資証券を評価する場合、かかる投資証券の価格の算定に投資運用会社が関与すること、投資運用会社のその他の任務との間には利益相反が内在する。

(2) 市場リスク

投資リスク

(中略)

過去の実績

投資運用会社が過去において成功したということが、必ずしもその将来の収益性の見通しについての信頼できる指標となるわけではない。投機的な取引・投資戦略には大きなリスクが伴い、その結果は不確定的である。

為替リスク

管理会社は、ファンドのために、米ドル建てでその資産を維持し、また受益証券は米ドル建てで評価され、買戻される。その結果、投資家は、米ドルと各々の自国通貨との為替レートの変動リスクを被る。

パンデミック・リスク

パンデミックは、長期間に及ぶ市場変動ボラティリティや景気後退期を世界規模で招くことがあるほか、ファンドの投資対象の価値および投資運用会社による市場へのアクセスや企図された方法でファンドの投資方針を実施する能力に重大な悪影響を及ぼすこともある。市場のボラティリティの急上昇を踏まえた一時的な措置として導入される政府介入または規制当局および取引所による制限・禁止措置により、ファンドの投資方針を実施する投資運用会社の能力に悪影響が生じることがある。買戻請求に応じるための流動性の必要性が著しく高まる状況では、ファンドによる流動性への利用も損なわれる可能性がある。純資産価額の算定、受益証券の発行、転換および買戻しなどのファンドの運営に必要な業務は、状況によって、当該パンデミックの影響を受けることがある。それらの業務をファンドに提供するために管理会社により選任された主要なサービス提供者は、管理会社から、ファンドに対して中断なく業務の提供を継続するために、当該パンデミックにおいて適用される詳細な事業継続計画の提供を要請されている。世界保健機関は2020年3月に、新型コロナウイルス感染症(COVID 19)をパンデミックと宣言した。このパンデミックの影響はまだ明らかになっていない。

リスク要因の不完全性

本書は投資リスクを完全に網羅するものではなく、投資予定者はファンドに対する投資が随時異なるリスクの対象となることを認識すべきである。

(後略)

<訂正後>

リスク要因

「3 投資リスク リスク要因」における管理会社に対する言及には、文脈上認められる場合、管理会社の受任者が含まれる。

投資元本の損失の可能性

(中略)

持続可能性リスク

持続可能性リスクがファンドに対する潜在的または実際の重大なリスクを示す程度については、投資運用会社によって、同社の投資判断およびリスク監視の中で検討される。その他の重大なリスクとともに、投資運用会社は、ファンドに係る長期のリスク調整後リターンの最大化を図るため、持続可能性リスクについて検討する。持続可能性リスクが発生後の影響は非常に大きいものであり、特定のリスク、地域および資産クラスに応じて異なる場合がある。通常、持続可能性リスクが資産に関して発生した場合、資産の価値に悪影響が及ぶか、または、資産の価値がすべて失われる可能性がある。持続可能性リスクが発生した場合、当該リスクにより、投資家（投資運用会社を含む。）は、特定の投資対象が適切でなくなると判断し、当該投資対象を売却する（または当該投資対象へ投資しない）可能性があり、投資対象の価値に対する下方圧力をさらに悪化させる。

流動性リスク

流動性は、ファンドの計算において適時に投資対象を売却する投資運用会社の能力に関係する。投資運用会社がファンドの計算において投資することのできる有価証券は、流動性が低い可能性がある。比較的流動性の低い投資対象の市場は、より流動性の高い有価証券の市場よりも変動が大きい傾向がある。ファンドの資産を比較的流動性の低い投資対象に投資する場合、希望する価格および時期に投資対象を処分する投資運用会社の能力は制限されることがある。有価証券の転売は、時には契約条項により制限される場合があり、それ自体が当該投資対象の価値に影響を与えることがある。

AIFMDリスク

(中略)

さらに、AIFMまたはその受任者は、AIFMDで定める頻度による受益者への報告書またはAIFMDに基づき認められたその他の手段により、以下の事項に関する情報を開示することが義務付けられている。

(中略)

(4) ファンドの受託会社が契約により自らを免責するために締結した取決め

(中略)

英国のEU離脱リスクおよび欧州連合

連合王国は、EUから離脱した。連合王国とEUとの間の(および連合王国と他の国との間の)今後の経済的および政治的関係は不確実であり、経済的および政治的不確実性の期間は、連合王国において、EUにおいて、および世界的に継続している。連合王国は、規制変更を行うことがあり、それはファンドに悪影響を与えることがある。ファンド、受託会社、管理会社および投資運用会社に対して当該事由が及ぼす影響の最終的な内容および程度は、不確実であるが、重大となることがある。

他のEU加盟国も、EUへの加盟について再考することがある。これにより、一または複数の他の国がEUを離脱するか、またはEUまたはユーロ圏に改革またはその他の変更が行われることがある。ファンド、受託会社、管理会社および投資運用会社に対してかかる変更が及ぼす影響の最終的な内容および程度は、不確実であるが、重大となることがある。

仲介取決め

(中略)

担保に関する取決め

(中略)

取引相手方がファンドの勘定に現金担保を差し入れた場合、当該現金担保は、副保管会社における分別担保勘定または当該担保に関する取決めの当事者間で合意されるその他の銀行勘定(以下「担保勘定」という。)に預託され、再投資目的には使用されない。担保勘定の受取利息(もしあれば)は、クレジット・サポート・アネックスに従い取引相手方が要求する利息を支払うのに十分でないことがある。利息の差額は、純資産額に影響を及ぼす。現金以外の受領担保は、売却され、再投資され、または担保に供されることはない。

(中略)

担保の業務リスク

取引相手方の支払債務および取引相手方が差し入れる担保は、各営業日に独立して評価され、担保の金額および構成は、担保要件を満たすよう調整される。担保に関する方針は投資運用会社により監視されるが、当該方針が正しく遵守され、かつ、実施されない場合、ファンドは、取引相手方が債務不履行または支払不能に陥った場合に損失を被ることがある。

余剰資金強制弁済リスク

ファンドが副保管会社に保有する翌日物の現金残高は、余剰資金強制弁済プログラム(以下「余剰資金強制弁済プログラム」という。)の対象となる可能性がある。余剰資金強制弁済プログラムは、第三者の取引相手方(以下「余剰資金強制弁済カウンターパーティー」という。)における一または複数の共同顧客口座に資金を預託することが含まれる。余剰資金強制弁済プログラムの結果、ファンドは余剰資金強制弁済カウンターパーティーに対する取引相手方エクスポージャーを負う。取引相手方リスクの説明は、後記「取引相手方リスク」の項を参照のこと。

取引相手方リスク

ファンドは、契約条件に関する紛争(善意のものであるかを問わない。)または信用もしくは流動性に関する問題を理由に、取引をその条件に従って決済せず、またはその他の債務を履行しない取引相手方の影響を受け、それによってファンドが損失を被る場合がある。決済を妨げる可能性がある場合、または取引が単一もしくは少数の取引相手方との間で行われる場合、満期までの期間が長い契約に関して、当該「取引相手方リスク」が増幅される。

管理会社は、特定の取引相手方と取引を行うことまたは取引の一部もしくは全部を単一の取引相手方との間に集中させることを制限されていない。管理会社が任意の数の取引相手方との間で取引を行うことができること、ならびにかかる取引相手方の財務能力に関する有意かつ独立した評価がないことにより、ファンドが損失を被る可能性が高まる場合がある。

ファンドは、非上場デリバティブ商品に関して、管理会社がファンドに関して取引を行う取引相手方の信用リスクの影響を受けることがあるが、これは、かかる取引相手方には、組織化された取引所で当該商品を取引する参加者に適用される保護(取引所決済機関の履行保証等)と同様の保護が与えられないためである。非上場デリバティブ取引の取引相手方は、公認の取引所ではなく、当該取引に関与する特定の会社または企業であり、したがって、管理会社がファンドに関して取引を行う取引相手方が支払不能、破産または債務不履行に陥った場合、当該商品は、ファンドに多額の損失をもたらす可能性がある。管理会社は、特定のデリバティブ取引に関連する契約に従い、債務不履行があった場合には契約上の救済を受けることができる。ただし、当該救済は、利用可能な担保またはその他の資産が不足する場合には不十分となる可能性がある。

ファンドの投資家は、集金口座余剰資金強制弁済プログラムに関連して、後記「集金口座余剰資金強制弁済プログラム」と題する項において定義される集金口座余剰資金強制弁済カウンターパーティーによる取引相手方リスクの影響を受けることがある。また、ファンドは、余剰資金強制弁済プログラムに関連して、余剰資金強制弁済カウンターパーティーによる取引相手方リスクの影響を受けることがある。

過去10年間、いくつかの大手金融市場参加者(店頭取引および業者間取引の取引相手方を含む。)が支払期限到来時に契約上の債務を履行することができず、または不履行寸前の状態に陥り、金融市場に見られる不確実性を高めた結果、過去に類を見ないほどの政府介入、信用収縮および流動性収縮、取引および資金調達に関する取決めの早期終了ならびに支払および引渡しの停止および不履行を招いた。受託会社、ファンドに関する受託会社の委託先およびファンドに関する投資運用会社が取引する取引相手方が不履行に陥らないという保証ならびにファンドが結果的に取引による損失を被らないという保証はない。

信託証書別紙1の2(B)項に基づき、受託会社は、ファンドに係る現金口座を維持する。当該口座は、受託会社のために、副保管会社によってその総副保管会社において開設されている。管理会社は、かかる口座に保有される現金残高に関して提供されるCMSにファンドを加入させている。

保管口座に保有される翌日物現金残高(ファンドに投資される前、または受益証券の買戻しに関して投資家に支払われる前を含む。)は、CMSの対象となることがある。受託会社からの事前に承認された指図に加えて、CMSは、第三者の取引相手に保有される1つ以上の混蔵顧客口座に当該金銭を有する総副保管会社を含む。投資家は、CMSの結果、投資家がCMS取引相手に対する取引相手方リスクの影響を受けることに留意すべきである。ファンドは、CMSに関連するCMS取引相手に対する取引相手方リスクの影響を受けることがある。

仲介およびその他取決め

ポートフォリオ取引を実行する委託業者および取引業者を選定する際、管理会社は、競争入札を募る必要はなく、入手可能な最低額の手数料を追求する義務も負わない。管理会社は、管理会社の関連会社である委託業者または取引業者に対して同じ取引を行うことに対して他の委託業者または取引業者が請求する可能性のある価格よりも高い価格で、調査またはサービスを提供するかまたはその支払いを行う委託業者または取引業者に対して手数料が支払われるようにすることができる。

決済委託業者の支払不能リスク

管理会社は、証券取引の清算および決済を行う複数の委託業者のサービスを利用することができる。適用ある規則および規制により顧客資産に一定の保護が与えられることがあるが、ファンドの委託業者のうちの一社が支払不能に陥った場合、当該委託業者の下で保有されるファンドの資産がリスクの影響を受けることがある。

流通市場の欠如

受益証券の流通市場は形成されないものと予想される。したがって、受益者は、後記「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等」に記載される買戻しの方法によってのみ保有する受益証券を処分することができる。受益証券の買戻しを請求する受益者が保有する受益証券に帰属する受益証券一口当り純資産価格が、関連する買戻し請求の日から関連する買戻し日までの期間中に下落するリスクは、買戻しを請求した受益者が負担する。

買戻しおよび申込みがもたらしうる影響

管理会社が、ある取引日に関して取得申込みが受領された旨の通知に応じて、当該取引日にファンドの受益証券が発行される前に、ファンドの計算において投資を行う場合、当該投資により生じた利益(または損失)は、既存の受益者が保有するファンドの受益証券に配分され、当該配分により、当該取引日におけるファンドの受益証券一口当り純資産価格が増減することがある。

同様に、管理会社が、ある買戻日における買戻しに関して、当該買戻日後に決済を行うためにファンドの投資対象を清算する場合、当該清算により生じた利益(または損失)は、残存する受益者が保有するファンドの受益証券に配分される。

また、ファンドの受益者の請求に応じたファンドの受益証券の大量の買戻しにより、管理会社は、買戻しの資金を賄うために必要な現金を調達するため、これが行われないと仮定すれば望ましいとされる時期よりも早期に、およびこれが行われないと仮定すれば入手可能な価格よりも不利な価格で、ファンドの投資対象を清算する必要が生じる可能性がある。

例外的な場合として、例えば、仮にある一日に相当多数の投資家が自らのファンドの投資対象の買戻しを請求した場合、買戻しについて想定された日程上、すべての受益者への支払に遅延が生じる可能性がある。

保管リスク

副保管会社または委託業者との取引はリスクを伴う。副保管会社または委託業者に証拠金として預託されるすべての有価証券およびその他の資産は、ファンドの資産として明確に特定され、したがって、ファンドは、当該当事者に関する信用リスクの影響を受けないことが期待される。しかしながら、当該当事者が支払不能に陥った場合には、かかる分別管理の実施が常に可能であるとは限らず、また、証拠金として保管されているファンドの資産に対する権利の執行に関連して、実務上または時間的な問題が生じることがある。

ファンドの資産が、支払不能となった副保管会社または委託業者により保有されることがある。資産が分別管理されていない場合、ファンドは、無担保債権者として順位付けられ、その資産を完全に回収できない可能性がある。

ファンドが投資する一部の市場の保管サービスは、主要市場の保管サービスと同じではないため、かかる市場での取引には取引および保管のリスクが伴う。

市場リスク

ファンドの計算において保有する有価証券の価値は、経済的、政治的もしくは規制上の状況、インフレーション、金利もしくは為替レートの変動、または投資者心理の悪化といった一般的な市場状況によって下落する可能性がある。不利な市況が長引く可能性があり、有価証券の種類によって受ける影響が異なる場合もある。有価証券の価値は、特定の発行者、業種または市場全体に影響を与える要因によって下落することがある。最近の世界的な金融危機により、ファンドの計算において保有する投資対象を含む多くの有価証券の価値および流動性が大きく低下した。この危機に対応して、米国政府と連邦準備制度理事会は、金融市場を支援するための措置を講じてきた。こうした支援の取りやめにより、一定の有価証券の価値および流動性に悪影響が生じることがある。さらに、最近米国で制定された法律により、金融規制の多くの側面に変化が求められている。この法律が市場に与える影響および市場参加者への実務的な影響は、当面の間、明らかにならないことがある。ファンドは、個別の投資対象について、重大または完全な損失を被ることがある。

源泉徴収税リスク

投資者は、一部の市場におけるファンドの投資対象の売却、またはかかる投資対象に関する配当、分配金もしくはその他支払金の受取による手取金が、関連する市場の当局により賦課される税金、課徴金、関税またはその他の費用もしくは手数料(源泉徴収税を含む。)の対象である、または対象となる可能性があることに留意すべきである。

特定の支払に適用される2010年雇用促進法の外国口座税務コンプライアンスに関する規定(以下「FATCA」という。)は、原則的に、特定米国人による非米国口座および非米国事業体の直接的および間接的な所有について米国内国歳入庁への報告を義務付けることが意図されており、要求される情報を提供しない場合は、直接米国投資(および場合によっては間接米国投資)に対し30%の米国源泉徴収税が課税される。米国源泉徴収税の課税対象となることを回避するためには、米国人投資家および非米国人投資家はともに、自己および自己の投資家に関する情報の提供を義務付けられる可能性がある。この点について、アイルランド政府と米国政府は、2012年12月21日、FATCAの導入に関する政府間協定(さらなる詳細については、後記「4 手数料等及び税金、(5) 課税上の取扱い、(B) アイルランド、(2) 受益者、アイルランドにおける情報交換およびFATCAの国内法化」の項を参照のこと。)を締結した。

ファンドがFATCA関連の該当する要件または義務を遵守しなかった場合、ファンドは、ファンドが受領した支払いについて源泉徴収税の対象となる可能性があり、その場合はファンドの純資産総額が減少し、ファンドの受益証券の価格に悪影響を及ぼすこととなる。ファンドは、FATCAによる源泉徴収税の課税を回避するために、ファンドに課される義務を履行するよう図るものの、ファンドがこれらの義務を履行できるという保証はない。ファンドは、関連する源泉徴収税の課税の原因または一因となった投資者に当該源泉徴収税を割り当てることができない場合がある。また、FATCAの遵守に起因する管理上の費用は、ファンドの運営費の増加を招くこともある。

取得時点で源泉徴収税の対象とならない有価証券にファンドの投資運用会社が投資する場合、適用ある法律、条約、規則もしくは規制、またはそれらの解釈の何らかの変更の結果として、将来的に税金が源泉徴収されない保証はない。ファンドの投資運用会社は当該源泉徴収された税金を回収することができず、よって当該変更は、ファンドが投資している投資対象の純資産総額に悪影響を及ぼす。売却時点で源泉徴収税の対象となる有価証券をファンドの投資運用会社が空売りする場合、取得価格には購入者の源泉徴収税に関する債務が反映される。将来的に当該有価証券が源泉徴収税の対象でなくなった場合、その利益はファンドの投資運用会社でなく購入者に帰属する。

投資予定者は、ファンドへの投資に関連する米国の連邦、州、地方および米国外の税務申告および証明の要件について自己の税務顧問に相談すべきである。

OECD共通報告基準

OECDは、FATCAの施行に向けた政府間の取り組みの延長として、全世界基準によるオフショア租税回避問題を取り扱う共通報告基準を策定した。金融機関の効率性を最大化し、その経費を削減することを目的として、CRSは、デュー・ディリジェンス、報告および金融口座情報の交換に関する共通基準を提供する。参加法域は、CRSに基づき、報告を行う金融機関から、共通のデュー・ディリジェンスおよび報告手続に基づき金融機関により特定されたすべての報告可能な口座に関する財務情報を取得し、これを交換相手方との間で毎年自動的に交換する。アイルランドは、CRSに係る法律を制定し、この結果、ファンドは、アイルランドで採用されたCRSのデュー・ディリジェンス要件および報告要件の遵守を求められる。ファンドの投資者は、ファンドがCRSに基づくその義務を履行することを可能とするため、管理会社に対し追加の情報を提供するように求められることがある。請求された情報を提供することを怠った場合、投資者は、結果として生じる罰金もしくはその他の費用を負担し、ファンドの受益証券の強制買戻しの対象となり、および/または投資者がFATCAに関連して請求された情報を提供しない場合と同様のその他の悪影響を受けることがある。詳細については、投資者は、後記「4 手数料等及び税金、(5) 課税上の取扱い、(B) アイルランド、(2) 受益者」と題する項目の「共通報告基準(以下「CRS」という。)」と題する項を参照すべきである。

コロナウイルスおよびその他のパンデミック

2020年3月11日、世界保健機関は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の大流行をパンデミックと宣言した。COVID-19の症例は、世界的に多数記録されている。

COVID-19および/またはその他のパンデミックもしくはエピデミックの影響を完全に予測することは不可能であるが、世界経済に重大な影響を及ぼす可能性がある。歴史的に、広範囲での感染症の大流行は投資心理に影響を及ぼし、世界市場に散発的なボラティリティを引き起こしてきた。かかる影響は、とりわけ、COVID-19の確認された症例数の世界規模での広がりに応じて、業種、ビジネスおよび国家経済全体に不均等に生じている。航空業、製造業、小売業および観光業を含む特定の業種が現在最も深刻な影響を受けているとみられるが、COVID-19を抑制できない場合、他の業種も影響を受けることは間違いない。

ファンドの純資産総額の算定、ファンドの受益証券の発行、転換および買戻しなどのファンドの運営に必要な業務は、状況によって、影響を受けることがある。それらの業務をファンドに提供するために管理会社により選任された主要なサービス提供者は、管理会社から、ファンドに対して中断なく業務の提供を継続するために、適用される詳細な事業継続計画の提供を要請されている。

影響を受けた地域で運営される事業または当該地域の供給者もしくは顧客に依存する事業に対するCOVID-19の財務的な影響は、広く報告されている。影響を受けた事業は、様々な財務的な影響を受けることがある。事業活動の鈍化は、流動性に悪影響を及ぼす可能性がある。また、運転資金調達の封鎖、財務制限条項の違反、債務不履行事由の発生および/または解約金もしくは不履行に関するその他偶発債務を引き起こす状況となった場合、支払能力に関する懸念が悪化する可能性がある。

したがって、投資対象のいずれかが事業を行っている世界金融市場または国もしくは地域経済におけるこのようなマイナスの変化は、結果的にファンドの事業またはその投資対象のいずれかの事業に重大な悪影響を及ぼすことがある。

特に、世界保健機関または地域もしくは国の当局は、ファンドまたはその投資対象のいずれかの事業運営を著しく妨げる可能性のある措置を推奨するまたは課すことがある。

COVID-19の大流行の全体像、期間、厳しさおよび影響は不確定であり、結果として生じる経済の低迷および/または市場全体のマイナスの景況感は、管理会社、受託会社、投資運用会社、管理事務代行会社、ファンドおよび投資対象自体の事業運営および財務状況にマイナスかつ長期的な影響を及ぼすことがある。

経済情勢

例えば、インフレーション率、産業の状況、競争、技術開発、政治および外交上の事象および傾向、税法ならびにその他無数の要因を含む経済状況の変化は、ファンドの収益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。これらの状況のいずれにも、投資運用会社の支配が及ばない。ファンドが直接的または間接的にポジションを保有する市場の予期せぬ変動または非流動性は、投資運用会社がファンドの資産の投資および再投資を管理する能力を損なう可能性があり、ファンドが損失にさらされる可能性がある。

政治および/または制度上のリスク

ファンドの資産の価値は、国際的な政治上の出来事、政策の変化、課税の変更、外国投資および通貨送金の規制、為替の変動および投資先の国々の法規の改正などの不確実性の影響を受ける。また投資を行う一部の国における法律の枠組み、会計、監査および報告基準では、主要な証券市場で一般的な水準の投資家保護または投資家情報が提供されない可能性がある。

外国政府は、資産を没収する、資本または為替規制を課す、重税を課す、または会社もしくは産業を国有化することがある。かかる行為はいずれも、証券価格に重大な影響を及ぼす可能性がある。その他の政治上のリスクには、経済政策の変更、社会および政情不安、軍事行動および戦争が含まれる。

潜在的な市場ボラティリティ

ファンドの勘定で投資対象への投資が行われる市場は、近年、著しい価格変動に見舞われている。かかる価格変動が将来起こらないとの保証はない。かかる価格変動は、純資産総額、ひいては受益証券の買戻価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

訴訟および規制措置

ファンドは、自身の活動および投資運用会社の活動に起因する訴訟または規制措置の対象となる可能性があり、防御のコストが発生し、結果の不成功のリスクを負うことがある。

利益相反

後記「第三部 特別情報、第1 管理会社の概況、4 利害関係人との取引制限」の項に記載されているように、利益相反が生じることがある。あらゆる利益相反を確実に公正な解決をすることが意図されているが、これは常に可能であるとは限らない。

保証の不存在

ファンドへの投資は、いかなる政府、政府当局もしくは政府関係機関、またはいかなる銀行保証基金によっても、付保または保証されていない。

営業日

営業日の定義は、祝日またはその他の理由によるアイルランドの休業日を考慮していない。したがって、
管理会社は、すべての営業日に裁量を行使できるとは限らない。

サイバー・セキュリティ・リスク

管理会社および管理会社のサービス提供者は、サイバー・セキュリティの事故によるオペレーショナル・リスク、情報セキュリティ・リスクおよび関連するリスクの影響を受けやすいといえる。通常、サイバーの事故は、故意の攻撃または故意でない事象により生じる可能性がある。サイバー・セキュリティ攻撃は、資産もしくは機密情報を悪用し、データを破壊し、または業務を妨害する目的で(例えば「ハッキング」または悪意あるソフトウェアの埋め込みを経由して)デジタル・システムに対する不正なアクセスを得ることを含むが、これに限られない。サイバー攻撃は、ウェブサイト上でサービス拒否攻撃(すなわち意図されるユーザーに対してサービスを利用不可能にする試み)を引き起こすなど、不正なアクセスを得ることを必要としない方法で行われることもある。管理会社、投資運用会社もしくは受託会社または金融仲介機関などの他のサービス提供者に影響を及ぼすサイバー・セキュリティ事故は、混乱を生じ、業務執行に影響を及ぼす可能性があり、ファンドの純資産価額を計算する能力の妨害、ファンドに係る取引の妨害、受益者がファンドに関連する取引を実行できないこと、適用あるプライバシー、データ保護またはその他の法律の違反、規制上の課徴金および制裁、外部評価の損害、払戻しもしくはその他の補償または是正費用、弁護士費用または追加のコンプライアンス費用などによる財務上の損失を生じる可能性がある。ファンドが投資する有価証券の発行体、ファンドのために管理会社が取引を行う取引相手方、政府当局およびその他規制当局、取引所およびその他金融市場運営者、銀行、証券業者、保険会社およびその他金融機関ならびにその他の者に影響を及ぼすサイバー・セキュリティ事故によっても同様の悪影響が生じる可能性がある。サイバー・セキュリティに関連するリスクを低減することを目的とした情報リスク管理システムおよび事業継続計画が構築されているが、一定のリスクが特定されていない可能性を含め、サイバー・セキュリティ・リスク管理システムまたは事業継続計画に固有の限界が存在する。

GDPR

一般データ保護規則(規則2016/679)(以下「GDPR」という。)は、2018年5月25日にすべてのEU加盟国において施行され、現在のEUのデータのプライバシーに関する法律に代替した。GDPRに基づき、データ管理者は、とりわけ、説明責任および透明性要件を含む追加の義務を負い、これらにより、データ管理者は、データ処理に関するGDPRに定める規則の遵守につき責任を負い、かつそれを明示できなければならず、また、データ対象者に対し、個人データの処理に関してより詳細な情報を提供しなければならない。データ管理者に課されるその他の義務には、より強化されたデータ承認の要件および個人データに関する違反を遅滞なく関連する監督当局に報告する義務が含まれる。GDPRに基づき、データ対象者には、不正確な個人情報を修正する権利、データ管理者が保有する個人データを一定の状況において消去させる権利および様々な状況においてデータ処理を制限しまたはこれに反対する権利を含む追加の権利が付与される。

(中略)

投資運用会社への依存に関するリスク

管理会社がファンドの運用および管理に関連する最終的な権限および責任を有するが、ファンドの資産の投資に関するすべての決定は、投資運用会社により行われるため、投資運用会社は、ファンドの資産に対して完全な取引権限を有する。したがって、ファンドの資産の投資に関する専門知識は、投資運用会社の役員および従業員の職務および技能に大きく依存する。投資運用会社および/またはその主要人物のいずれかから職務の提供を受けられなくなる場合、ファンドの資産の価値に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、投資運用会社により開発された独自の投資手法を利用できなくなる可能性がある。

ファンドの成功は、投資運用会社の適切な投資対象を見極める能力およびファンドのためにかかる投資対象を処分して利益を得る能力に依拠する。不利な事象により、ファンドの投資対象が同時に影響を受ける可能性がある。投資運用会社がこの点において成功するとの保証はない。

特定の業種もしくは地域、市場セグメント、有価証券に影響を与える特性、相対的な利回り、相対的な価値もしくは市場傾向または金利に関する投資運用会社の判断は、概して、不正確であることが判明する可能性がある。

受益者は、ファンドの運用に参加する権利または権能を有さない。

決済リスク

ファンドが投資する一部の取引所および市場の取引および決済の慣行は、主要市場の慣行と同じではなく、その結果、決済リスクが増大し、ファンドの投資証券の換金が遅れる可能性がある。

ファンドは、投資運用会社がファンドの勘定で取引行う相手方に関する信用リスクの影響を受け、決済不履行リスクを負うこともある。

租税

ファンドへの投資に関連する課税リスクに、投資を検討している者は注意が必要である。詳細については後記「4 手数料等及び税金、(5)課税上の取扱い」と題する項目に記載する。

評価のリスク

管理会社の要請に応じて、投資運用会社が証券取引所に上場または取引されていない、もしくは規制のない市場で取引されている投資証券を評価する場合、かかる投資証券の価格の算定に投資運用会社が関与することと、投資運用会社のその他の任務との間には利益相反が内在する。

ファンドに帰属する資産の価値を計算するにあたり、その評価は、管理会社およびファンドの投資運用会社が随時承認する評価方針および手続に従って行われるものとする。評価方針に基づき、管理会社および/または投資運用会社は、裁量を行使し、また算定を行うことができる。管理会社および/または投資運用会社は、資産および負債の価値を算定するにあたり、合理的な判断を下す権利を有し、ファンド全体の利益のために誠実に行為することを条件として、当該評価について現在または過去の投資者が異議を申し立てることはできない。

投資対象の評価

管理会社が、ファンドの取引を行うかまたは現金を保有する取引相手方から、ファンドの計算において締結された取引と現金または有価証券を照合するのに十分なタイミングに、取引明細書またはその他必要な情報を受領しない場合がある。これは、不完全な情報または計算時に検証できない情報に基づいて純資産総額が計算されることを意味し、純資産総額の不正確な計算につながる可能性がある。管理会社は、その結果発生した損失について責任を負わない。

投資リスク

(中略)

過去の実績

投資運用会社が運用、助言または支援を行う団体、ファンド、口座または顧客の成功および運用実績は、ファンドの将来の運用成績の指標とみなすべきではない。投機的な取引・投資戦略には大きなリスクが伴い、その結果は不確定的である。

為替リスク

管理会社は、ファンドのために、米ドル建でその資産を維持し、また受益証券は米ドル建で評価され、買戻される。その結果、投資家は、米ドルと各々の自国通貨との為替レートの変動リスクを被る。

リスク要因の不完全性

本書は投資リスクを完全に網羅するものではなく、投資予定者はファンドに対する投資が随時異なるリスクの対象となる可能性があることを認識すべきである。

(後略)

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

<訂正前>

海外における申込手数料

受益証券は、募集期間において、一口当り純資産価格に3%以内の販売手数料(販売会社またはその指示に従い支払われる。)を付加して募集される。

(後略)

<訂正後>

海外における申込手数料

受益証券は、本件申込価格に当該価格に対する3%以内の販売手数料(関連する販売会社に、またはその指示に従い、支払われる。)を加えた価格にて募集される。

(後略)

(3) 管理報酬等

<訂正前>

管理報酬

管理会社は、ファンド資産から、ファンドの資産の運用および管理業務の対価として、四半期末毎に当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.15%の管理報酬を受領する権利を有する。信託証書に定める最大管理報酬の増額は、普通決議で受益者により承認されなければならない。受益者は、管理報酬の増額について事前の通知を付与される。

管理会社は、投資運用会社に対して、四半期末以降(または投資運用契約が四半期末以外の日に終了または満了した場合は、当該日)に、ファンド資産から、ファンドに関する投資運用業務の対価として、当該四半期におけるファンドの日々の平均純資産額の以下の年率の4分の1に等しい率の四半期毎の投資運用報酬を支払う。投資運用報酬の増額は、受益者の普通決議により承認されなければならない。受益者は、投資運用報酬の増額の実施前に、合理的な事前の通知を付与される。

投資運用会社は、実費を受領する権利を有さず、運用報酬が支払われることはない。

各四半期末ファンドの純資産額	年率
5億米ドル以下の部分	0.60%
5億米ドル超10億米ドル以下の部分	0.55%
10億米ドル超の部分	0.50%

代行協会員は、暦四半期末ごとに、ファンドの日々の平均純資産額の年率0.05%の代行協会員報酬を受領する権限を有する。代行協会員がファンドのために顧客へ行ったサービスにより生じたあらゆる合理的な額の立替金および実費は、ファンドが負担する。

代行協会員報酬は、受益証券の(1口当りの)純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の販売会社への交付業務およびこれらに付随する業務の対価として代行協会員に支払われる。

販売会社は、暦四半期末ごとに、ファンドの日々の平均純資産額の年率0.6%の販売報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、当該暦四半期に各販売会社が販売した発行済受益証券の日々の平均販売口数により、各販売会社に配分される。

販売報酬は、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供およびこれらに付随する業務の対価として販売会社に支払われる。

受託報酬

管理会社は、受託会社に対しファンドの資産から、ファンドの受託業務の対価として、日々の平均純資産額の年率0.05%の割合で四半期末毎に支払われる受託報酬を支払う。ただし、最低金額は年100,000米ドルとする。さらに、受託会社により生じたあらゆる合理的な額の立替金および実費(電話、テレックス、電信および郵便料金を含み、これらに限られない。)およびファンドの資産の保管を委託している銀行および金融機関の保管料金はファンドが負担する。

<訂正後>

管理報酬

管理会社は、ファンド資産から、ファンドの資産の運用および管理業務の対価として、各評価日において発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる純資産総額の年率0.15%の管理報酬を受領する権利を有する。信託証書に定める最大管理報酬の増額は、普通決議で受益者により承認されなければならない。受益者は、管理報酬の増額について事前の通知を付与される。

管理会社は、投資運用会社に対して、ファンド資産から、ファンドに関する投資運用業務の対価として、以下の表に記載する年率により、各評価日において発生しかつ計算され、毎月後払いされる純資産総額の関連する部分の報酬を支払う。

純資産総額の関連する部分	年率
5億米ドル以下の部分	0.60%
5億米ドル超10億米ドル以下の部分	0.55%
10億米ドル超の部分	0.50%

投資運用報酬の増額は、受益者の普通決議により承認されなければならない。受益者は、投資運用報酬の増額の実施前に、合理的な事前の通知を付与される。

投資運用会社は、実費を受領する権利を有さず、運用報酬が支払われることはない。

代行協会員は、各評価日において発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる純資産総額の年率0.05%の代行協会員報酬を受領する権限を有する。

代行協会員がファンドのために顧客へ行ったサービスにより生じたあらゆる合理的な額の立替金および実費は、ファンドが負担する。

代行協会員報酬は、受益証券(一口当り)純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の販売会社への交付業務およびこれらに付随する業務の対価として代行協会員に支払われる。

販売会社は、各評価日において発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる純資産総額の年率0.6%の販売報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、当該暦四半期に各販売会社が販売した発行済受益証券の日々の販売口数により、各販売会社に配分される。

販売報酬は、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供およびこれらに付随する業務の対価として販売会社に支払われる。

受託報酬

管理会社は、受託会社に対しファンドの資産から、ファンドの受託業務の対価として、各評価日において発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる純資産総額の年率0.05%の受託報酬を支払う。さらに、受託会社により生じたあらゆる合理的な額の立替金(銀行口座維持費用および銀行手数料、副保管手数料ならびに電話、書簡、宅配便、ファクシミリおよび印刷に係るコストおよび費用を含むが、これらに限られない。)はファンドが負担する。

(4) その他の手数料等

<訂正前>

ファンドは、上記の他、次の費用を負担する。

(中略)

受益者の利益のための業務執行中に管理会社または受託会社が支払った法律関係費用

- ・ ファンドまたはファンド証券の販売に関し管轄権を有する一切の監督当局(各地の証券業協会を含む。)への届出書、目論見書および説明書等ファンドに関するその他一切の書類を作成し、印刷し、提出する費用。

(中略)

- ・ 以上に類似するその他すべての管理費用。ただし、一切の広告宣伝費およびファンド証券の募集または販売に関して直接生じたその他の費用は除く。

すべての経常費用は、まずインカム・ゲインから控除され、次いでキャピタル・ゲイン、ファンド資産の順序で控除される。投資家は、ファンド証券移転の登録のため管理会社が課す15米ドル(または管理会社および受託会社が随時合意するその他の額)を請求されることがある。

ファンドの改訂済英文目論見書の発行にかかるコストおよび経費(ファンド、投資運用会社、管理会社および受託会社の法律顧問の報酬および経費を含む。)は30,000米ドルと見込まれ、ファンドが負担する。

管理会社の報酬に関する方針および慣行の概要

(後略)

<訂正後>

ファンドは、上記の他、次の費用を負担する。

(中略)

受益者の利益のための業務執行中に管理会社または受託会社が支払った法律顧問および税務顧問の報酬
価格情報提供者報酬

- ・ ファンドまたはファンド証券の販売に関し管轄権を有する一切の監督当局(各地の証券業協会を含む。)への届出書、目論見書および説明書等ファンドに関するその他一切の書類を作成し、印刷し、提出する費用。

(中略)

- ・ 以上に類似するその他すべての管理費用。ただし、一切の広告宣伝費およびファンド証券の募集または販売に関して直接生じたその他の費用は除く。

規制要件から生じるすべての報酬(管理会社による規制上の報告および指定された人物の任命を含むが、これらに限られない。)

ファンドの終了に関連するコストおよび費用

すべての経常費用は、まずインカム・ゲインから控除され、次いでキャピタル・ゲイン、ファンド資産の順序で控除される。投資家は、ファンド証券移転の登録のため管理会社が課す15米ドルを超えない費用(または管理会社および受託会社が随時合意するその他の額)を請求されることがある。

管理会社の報酬に関する方針および慣行の概要

(後略)

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(前略)

(B) アイルランド

(中略)

所得および売却益への課税

(1) ファンド

ファンドは、アイルランド課税対象者(一般に、税務上アイルランドに居住または通常居住する者。詳細については以下を参照のこと。)である受益者に関して課税事由がある場合のみ税金を賦課される。

課税事由は、以下の場合に発生する。

()ファンドが受益者に何らかの支払を行った場合。

(中略)

(2) 受益者

(中略)

共通報告基準

共通報告基準(以下「CRS」という。)の枠組みは、OECDによって2014年2月に最初に発表された。現在までに、90以上の法域が実施を公式に約束しており、その多くはアイルランドを含む早期適用国である。2014年7月21日、当局間合意(以下「CAA」という。)およびCRSの二つの主要な構成要素を使用した税務における金融口座情報の自動的交換に関する基準(以下「本基準」という。)が公表された。

本基準の目的は、税金の効率的な徴収を支援するために、他の参加国の課税対象者である口座保有者に関して現地の金融機関により政府に報告される金融口座情報を政府間で毎年自動的に交換することを規定することである。OECDは、CAAおよびCRSを策定する際にFATCAの概念を使用しているため、本基準は、多数の変更点はあるものの、概してFATCAの要件に類似している。本基準により、対象となる可能性のある口座の事例が増加し、口座が報告されなければならない多数の法域が含まれるため、報告義務を負う者の数が大幅に増えることになる。

アイルランドは、CRSに係る金融口座情報の自動的交換に関する多国間当局間合意の署名国であり、租税統合法第891条Fおよび第891条Gは、CRSを国際的におよび欧州連合においてそれぞれ実施するために必要な措置を含んでいる。2015年報告金融機関による一定の情報の申告に関する規則(以下「CRS規則」という。)は、2016年1月1日からCRSを施行した。税務上の行政協力に関する指令2014/107/EU(以下「DAC」という。)は、ヨーロッパにおけるCRSの実施を規定し、全てのEU加盟国に対して、年に一度他のEU加盟国の居住者につき金融口座情報を交換する強制的義務を設定する。租税統合法第891条Gは、DACの実施に必要な措置を含んでいた。2015年税務における情報の強制的な自動的交換に関する規則(以下CRS規則と併せて「本規則」という。)は、2016年1月1日からDACを施行した。

(中略)

強制開示規則 - (DAC 6)

2018年6月25日に効力を生じるDAC 6指令に基づき、EU加盟国は、2020年1月1日までに共通の強制的開示制度を導入し、受領する全ての報告を相互に共有する必要がある。DAC 6は、潜在的に積極的な国境を超える税務計画を策定、売り込み、企画、導入のために提供または導入を管理するEUを拠点とする税務顧問、会計士、弁護士、銀行、財務顧問およびその他仲介者に対して、強制的な報告義務を課す。また、潜在的に積極的な国境を超える税務計画に関して援助、支援または助言を提供する者も、自らその機能を果たしていることを認識していることが合理的に予想される場合、DAC 6の対象となる。仲介者がEU域外に所在し、または法律上の専門家特権に拘束される場合には、当該報告義務は納税者に課される。

英文目論見書に基づき企図される取引は、EU指令2018/822またはアイルランド法に基づくそれに相当する規定に基づく強制開示規則の対象となり、当該規定の意味における(国境を超える)報告対象の取決めに該当することがある。仮に該当する場合、エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドまたはその他「仲介者」の定義に該当する者は、かかる規定に基づき租税当局に対して取引を報告しなければならないことがある。EU指令2018/822は、各EU加盟国の国内法において施行される必要があるため、強制開示規則の実際の範囲は、現段階では、不透明である。

定義

上記の点に関して以下の定義に留意することを要する。

(中略)

居住 - 会社

(中略)

アイルランドで設立された会社の税務上の居住地を判定するための新たな設立規則は、2015年1月1日以後に設立された会社に適用される。同日より前に設立された会社については、2020年12月31日まで、移行期間が適用される。

(中略)

通常居住すること - 個人

(中略)

したがって、2011年に当国に居住および通常居住し、同年に当国を出国する個人は、2014年の課税年度の末日まで通常居住者である。

(中略)

アイルランド課税対象者

「アイルランド課税対象者」とは、以下の者以外の者をいう。

(中略)

(x)アイルランド国庫管理庁もしくは租税統合法第739条D(6)(kb)に定めるファンド投資ヴィークル
(x) (2000年公的年金積立基金法(改正済)第2条に定める)公的年金積立基金委員会または委員会投資
投資ヴィークル。

(xx)2000年公的年金積立基金法(改正済)第2条に定める公的年金積立基金委員会または委員会投資
ヴィークルを通じて行為する当国。

(x)取締役が適宜承認したその他の者。ただし、かかる者が受益証券を保有することにより、租税
統合法第27編第1A章に基づき受益者に関しファンドに納税義務が生じる可能性がもたらされない
ことを条件とする。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(B) アイルランド

(中略)

所得および売却益への課税

(1) ファンド

ファンドは、アイルランド課税対象者(一般に、税務上アイルランドに居住または通常居住する者。詳細については以下を参照のこと。)である受益者に関して課税事由がある場合のみ税金を賦課される。

課税事由は、例えば、以下の場合に発生する。

()ファンドが受益者に何らかの支払を行った場合。

(中略)

(2) 受益者

(中略)

共通報告基準(以下「CRS」という。)

CRSの目的は、税金の効率的な徴収を支援するために、他の参加国の課税対象者である口座保有者に関して現地の金融機関により政府に報告される金融口座情報を政府間で毎年自動的に交換することを規定することである。OECDは、CRSを策定する際にFATCAの概念を使用しているため、本基準は、多数の変更点はあるものの、概してFATCAの要件に類似している。本基準により、対象となる可能性のある口座の事例が増加し、口座が報告されなければならない多数の法域が含まれるため、報告義務を負う者の数が大幅に増えることになる。

アイルランドは、CRSに係る金融口座情報の自動的交換に関する多国間当局間合意の署名国であり、租税統合法第891条Fおよび第891条Gは、CRSを国際的におよび欧州連合においてそれぞれ実施するために必要な措置を含んでいる。2015年報告金融機関による一定の情報の申告に関する規則(以下「CRS規則」という。)は、2016年1月1日からCRSを施行した。税務上の行政協力に関する指令2014/107/EU(以下「DAC」という。)は、ヨーロッパにおけるCRSの実施を規定し、すべてのEU加盟国に対して、年に一度他のEU加盟国の居住者につき金融口座情報を交換する強制的義務を設定する。租税統合法第891条Gは、DACの実施に必要な措置を含んでいた。2015年税務における情報の強制的な自動的交換に関する規則(以下CRS規則と併せて「本規則」という。)は、2016年1月1日からDACを施行した。

(中略)

強制開示規則 - (DAC 6)

DAC 6は、潜在的に積極的な国境を超える税務計画を策定、売り込み、企画、導入のために提供または導入を管理するEUを拠点とする税務顧問、会計士、弁護士、銀行、財務顧問およびその他仲介者に対して、強制的な報告義務を課す。また、潜在的に積極的な国境を超える税務計画に関して援助、支援または助言を提供する者も、自らその機能を果たしていることを認識していることが合理的に予想される場合、DAC 6の対象となる。仲介者がEU域外に所在し、または法律上の専門家特権に拘束される場合には、当該報告義務は納税者に課される。

英文目論見書に基づき企図される取引は、EU指令2018/822またはアイルランド法に基づくそれに相当する規定に基づく強制開示規則の対象となり、当該規定の意味における(国境を超える)報告対象の取決めに該当することがある。仮に該当する場合、エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドまたはその他「仲介者」の定義に該当する者は、かかる規定に基づき租税当局に対して取引を報告しなければならないことがある。

定義

上記の点に関して以下の定義に留意することを要する。

(中略)

居住 - 会社

(中略)

アイルランドで設立された会社の税務上の居住地を判定するための設立規則は、2015年1月1日以後に設立された会社に適用される。同日より前に設立された会社については、2020年12月31日まで、移行期間が適用された。

(中略)

通常居住すること - 個人

(中略)

したがって、2021年に当国に居住および通常居住し、同年に当国を出国する個人は、2024年の課税年度の末日まで通常居住者である。

(中略)

アイルランド課税対象者

「アイルランド課税対象者」とは、以下の者以外の者をいう。

(中略)

(x)アイルランド国庫管理庁もしくは租税統合法第739条D(6)(kb)に定めるファンド投資ヴィークル。

(x)1964年保険法(2018年保険(改正)法により改正)に基づきアイルランド自動車保険機構により行われる自動車保険保証基金に支払われた金銭の投資に関するアイルランド自動車保険機構。

(xx)(2000年公的年金積立基金法(改正済)第2条に定める)公的年金積立基金委員会または委員会投資ヴィークル。

(x)2000年公的年金積立基金法(改正済)第2条に定める公的年金積立基金委員会または委員会投資ヴィークルを通じて行為する当国。

(x)取締役が適宜承認したその他の者。ただし、かかる者が受益証券を保有することにより、租税統合法第27編第1A章に基づき受益者に関しファンドに納税義務が生じる可能性がもたらされないことを条件とする。

(後略)

第2 管理及び運営

1 申込(販売)手続等

<訂正前>

イ) 海外における申込(販売)手続等

受益証券は直近の一口当りの純資産価格に3%以内の販売手数料(該当する販売会社に、またはその指示に従い、支払われる。)を加えた申込価格にて販売される。販売単位は、10口以上10口単位である。

受益証券の買付の申込みは、各取引日のダブリン時間午前10時に管理会社の住所地で受領されなければならない。受益証券は、管理会社により買付の申込みが受けられた取引日後の4営業日目までに管理会社が受託会社に支払を行った場合に発行される。買付代金の支払の不履行または遅滞の結果ファンドに生じた損失、費用は、申込者の負担となる。

受益証券の券面は発行されない。各受益者に申込みを引き続いてその所有と登録簿への登録を確認する確認書が発行される。確認書は、受益者の危険負担で発行日から21日以内に電子メールで送信される。

米国人は受益証券を買付けることはできず、買付者は直接、間接を問わず米国人のために受益証券を取得するものではない旨の証明を求められる。管理会社は、(a)その裁量で、受益証券買付申込みの全部または一部を拒絶し、(b)受益証券の買付けや保有を許されない受益者からいつでも、そのすべての受益証券を買戻すことができる。

投資家資金規則

(中略)

マネー・ロンダリング防止の手続き

2010年 - 2021年刑事司法(マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止に関する)法(以下「刑事司法法」という。)は、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与を防止および発見するために、受益者全員の身元および住所ならびに、場合に応じて、受益者が代理で受益証券を保有する場合の実質的所有者の身元および住所を確認するための措置を含め、リスクベースのアプローチおよび適切な措置を講じる義務をファンドおよび管理会社に課している。かかるリスクベースのアプローチの適用により、一定の状況において、管理会社は、各受益者の身元を確認するために必要な書類を取得する必要がある。かかるリスクベースのアプローチの適用により、一定の状況において、管理会社は、特定の種類の投資者(重要な公的地位を有する者またはハイリスクのカテゴリーに該当するとされる他の投資者など)について、強化された顧客の精査を適用する必要がある。管理会社は、顧客、顧客を代理して行為すると称する者および対象となる実質的所有者に関して、刑事司法法第33条から第39条に定められる規定を遵守しなければならない。

マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与を効果的に阻止するため、また刑事司法法第33(1)条に従い、管理会社は、自己の顧客および(関連ある場合)最終の実質的所有者を、次に掲げる場合において、特定および確認しなければならない。

- ・ 受益者とファンドとの間の取引関係の確立前
- ・ 不定期の取引またはサービスを行う前
- ・ 受益者に関する重要な内容が変更された場合

管理会社は、ファンドにおける受益者を特定し、かつ確認する必要がある。受益者は、取引関係の開始時に、関連するマネー・ロンダリング防止に関する書類を提供するよう求められる。管理会社は、継続的な精査の実施が必要となることがあり、これに応じて、管理会社は、受益者または受益証券の実質的所有者の本人確認のために必要な情報をいつでも請求する権利を留保する。

管理会社は、申込人の身元および住所を確認するために必要と考える情報および書類を請求する権限を有する。申込みが規制対象仲介業者を通じて行われ、かつ、当該仲介業者が適用ある法律によりアイルランドと同等のマネー・ロンダリング防止規則を有すると認められる国において営業を行っている場合には、管理会社は、当該投資者に対し簡略化した顧客の精査を適用することができ、または対象となる投資予定者に関する規制対象仲介業者からの書面による表明に依拠することができるが、マネー・ロンダリング防止のため、当該投資者の継続的な監視も実施しなければならない。

管理会社は、投資予定者に対し、必要とされる本人確認書類の種類を通知する。一例として、個人の場合、旅券または身分証明書の写しおよび住所を証明する書類(公共料金の請求書や銀行取引明細書など)の提出が必要となることがある。申込人が法人の場合は、設立証明書(名称変更の記載を含む。)の謄本、基本定款および付属定款(またはこれらに相当する書類)の謄本ならびに取締役全員および刑事司法法で定義される実質的所有者の氏名および住所の提出が必要となることがある。

上記はあくまでも一例であり、管理会社は、各申込人の身元および住所を確認するために必要と考える情報および書類を請求する。申込人の身元を確認するために管理会社が請求した情報の提出を申込人が遅延し、または行わなかった場合、管理会社は、当該申込みの受付を拒絶することができ、受領した申込金を、利息を付さずに、申込人の費用負担で、当該申込金が当初払い出された口座に返金することができる。投資予定者は、投資者が上記に定められる第三者の本人確認のために管理会社に対して当該情報を提供していない限り、買戻金が第三者の口座に対しては支払われないことに特に留意すべきである。管理会社が、関連するマネー・ロンダリング防止要件がすべて満たされるまでは、選択されたファンドに投資者の金銭を送金できる立場にないことについて、了承されたい。管理会社は、申込人の本人確認に成功した場合、その申込人の申込みは翌取引日に受け付けられる。

各申込人は、管理会社が請求した情報および書類を当該申込人が提出しなかった場合、ファンド、管理会社の取締役および管理会社が当該申込人による購入申込みの処理が拒絶されたことまたは買戻金の支払が遅延したことによって生じるいかなる損失についても、損害を被らないことを確認し、かつ、これに同意する。

データ保護

管理会社は、ファンドのためにデータ処理を行っており、データ保護法上、データ処理者に該当する。

投資予定者は、ファンドに対する投資ならびにそれに関連して管理会社ならびにその関連会社およびその委託先との間でやりとり(申込書への記入および(該当する場合)電子通信または電話の記録を含む。)を行うことにより、または投資者と関連のある個人(例えば、受益者の取締役、受託者、従業員、代表者、投資者、顧客、実質的所有者、代理人および役員)に関する個人情報を管理会社に提供することにより、データ保護法に定める個人データに該当する一定の個人情報を管理会社ならびにその関連会社および委託先に提供することに留意すべきである。

(中略)

管理会社は、それぞれの委託先および代理人との間で上記個人データを共有することがある。委託先の所在地がEEA域外または欧州委員会からデータ保護に関する充分性認定を受けていない第三国にある場合、適切なモデル条項が施行される。個人データは、関連するマネーロンダリング防止法に従って管理会社により保有される。一般に、管理会社は、関係の終了後5年間、マネーロンダリング防止義務を履行しながら、自らが有する個人データを保持する。ただし、法律もしくは適用ある規則またはその他に基づき、管理会社が同個人データを5年より長期間保持する義務を負う場合は、この限りではない。

一定の限定された場合において、管理会社は、ファンドとの間で契約を締結した結果取得した個人データについては、法律および規制上の目的のためならびに正当な事業目的のために、(自らの法的義務を基準として)マネーロンダリング防止法に基づく義務を果たすために必要な範囲において、データ管理者に該当することもある。

特定の認められた個人データの利用において、管理会社は、データ保護法に基づくデータ管理者のすべての義務を負っている。管理会社は、当該データ主体に関して自らがデータ管理者としての機能を履行しているデータ主体にデータ保護法に基づき付与された全ての権利は、当該データ主体によってのみ、かつ、管理会社に対して直接行使されるものであることを確認する。

(中略)

管理会社は、データ保護法に基づく管理会社のデータ保護義務および個人のデータ保護を受ける権利の要点を説明した文書(以下「プライバシー通知」という。)を作成しており、その写しは申込書に添付される。

(中略)

受益証券は、米国1933年証券法(修正済)に基づき登録されておらず、また登録される予定もない。したがって、受益証券は、直接または間接を問わず、受益証券の販売の一部として、米国において、またはいかなる米国人の計算で募集、販売もしくは交付されてはならない。さらに、他の方法により取得された受益証券の募集、販売もしくは交付は、米国において、またはいかなる米国人の計算において行うことができない。

ファンドは、連合王国1986年金融サービス法(「金融サービス法」)第76条における規制された投資信託ではない。本書は、金融サービス法に基づき連合王国内で投資事業を行うことを認可された者(「認可事業者」)により、金融サービス法第57条に基づき発行されたものではない。したがって、本書は連合王国内では、1986年金融サービス法投資広告(除外事由)規則(修正済)第11条(3)に記載されている者または本書を他の合法的方法により発行もしくは交付できる者に対してのみ発行もしくは交付することができる。さらに、本書は連合王国内のいかなる者にも発行または交付することができず、受益証券は連合王国内もしくは連合王国からいかなる者に対しても募集もしくは販売すること、または他の方法で連合王国内もしくは連合王国からいかなる者に対しても勧誘することができない。ただし、認可事業者が以下の条件をもとに満たす者に対して行う場合は除く。

(1) 上述の第11条(3)に記載される者で、かつ

(2) 金融サービス法第76条(2)または1991年金融サービス(非規制商品の勧誘)規則(修正済)に基づき認可事業者が勧誘を行うことを認められた者

ファンドは、以上の禁止事由に反して販売、購入または保有された受益証券の強制買戻または強制売却の権利を有し、また行使する意図を有している。受益証券の申込みに際しては、申込者が米国人またはアイルランド課税対象者でないことの証明が必要である。

ファンドに投資しようとする投資者は、法律上または税務上の助言について、本書または管理会社、販売会社、それらの関連会社、役員、取締役もしくは従業員との事前もしくは事後の連結を解釈すべきではない。受益証券の購入に先立って、受益証券を購入しようとする投資者は、自らの証券ブローカーや法律、財務、会計、規則および税務に関する顧問に、受益証券への投資を決し、またかかる投資についての独立した評価を行うため相談することが望ましい。

いかなるディーラー、セールスマンまたは他の者も本書に記載されている以外の情報を提供し、また表明を行うことを認められていない。かかる提供または表明が行われた場合、管理会社、販売会社またはその関係会社により認められたものとして提供または表明に依拠してはならない。

(中略)

受益証券の申込みを希望する者は、関連する地域における法律(必要な政府もしくは他の同意の取得および他の形式の遵守を含む。)を遵守するものとする。特に、本書に従い受益証券の申込みを希望する者は(A)予想される課税、(B)法律上の要請および(C)自らが国籍を有し、居住し、住所を有する国の法律に基づき適用を受け、かつ受益証券の購入、保有、処分または買戻しに関連する可能性のある外国為替規制および外国為替管理上の要請について、自ら調査するとともに自らの証券ブローカー、会計士、弁護士または他の独立した財務アドバイザーから専門的に助言を受けることが望ましい。ファンドに投資しようとする投資者は、ファンドに関する法律、税務、会計、規則および他の関連事項および自らのファンドの投資についてそれらの専門家の助言に依拠しなければならない。

ロ) 日本における申込(販売)手続等

(中略)

ファンド証券一口当りの販売価格は、直近の純資産価格である。販売単位は100口以上10口単位とする。日本における約定日は販売会社または販売取扱会社が当該注文の成立を確認した日(通常、発注日の日本における翌営業日)であり、約定日から起算して4営業日目に、受渡しを行うものとする。以下の販売手数料が申込金額に付加されるものとする。

(後略)

<訂正後>

イ) 海外における申込(販売)手続等

手続等

ファンドの受益証券の申込者は、ファンドの受益証券の申込みに関して、申込者が使用するための投資者口座を管理会社が開設できるようにするために、ファクシミリ、電子メール(署名済PDFの形式)または管理会社と事前に合意したその他の電磁的手段により、関連する申込者の身元を証明するための補足情報および補足資料、また、管理会社による要求があった場合は、申込金の資金源の詳細とともに、記入済の口座開設依頼書を送付しなければならない。これらの要件のさらなる詳細は、後記「マネー・ロンダリング防止およびテロ資金供与防止」の項に記載されている。

管理会社が投資者口座を開設した旨の確認書を申込者に交付した後において、申込者は、関連する申込書を用いてファンドの受益証券の申込みを行うことができる。申込書が管理会社によって取引期限までに受領されていない場合、当該申込書は、当該申込書が受領された後の次の取引期限まで持ち越され、その後、受益証券は、当該取引日に適用される関連する本件申込価格で発行される。ただし、管理会社は、その裁量により、かつ、投資運用会社に対して事前に通知を行うことにより、取引期限後(ただし、当該取引日に関連する評価日の評価時よりも前)に受領した当該申込書を受理することがある。

受益証券の申込者は、管理会社によって申込者の投資者口座を開設した旨の確認書の受領前に管理会社によって受領された申込書は、処理されない点に留意すべきである。当該状況において、申込者は、管理会社が申込者の投資者口座を開設した旨の確認書を申込者が受領した後において、新たな申込書に記入し、これを提出するよう要求される。投資者口座が開設された旨の確認が行われる前にファンドの集金口座宛てに支払われた申込金は、受領を拒否されることがあり、申込者は、自己の費用負担により、追加の銀行手数料を支払うことになることがある。

投資者口座が開設された旨の確認書を受領し、申込書が管理会社に提出された後において、受益証券の申込みのための決済資金が申込決済期限までにファンドの集金口座に払い込まなければならない。記入済の申込書および/または受益証券の申込みのための決済資金が関連する申込決済期限までに受領されていない場合、受益証券の申込みは、記入済の申込書および受益証券の申込みに係る決済資金が受領された後の次の申込み可能な取引日まで持ち越され、その後、受益証券は、当該取引日に適用される関連する申込価格で発行される。

各申込書には、本書に別段の定めがある場合を除いて、申込の数量(金額または受益証券の口数)を明記しなければならない。関連する申込金は、関連するクラスの受益証券の表示通貨により、現金で支払われなければならない。

管理会社は、その絶対的な裁量により、何らかの理由によりまたは理由なしに(また、かかる理由を開示する義務を負わず)、受益証券の申込みの全部または一部を拒否することを決定することがあり、その場合、申込みの際に支払われた金額またはその残額(場合に応じる。)は、実行可能な限り速やかに、かつ、申込者がリスクおよび費用を負担した上で、(利息を付さずに)返金される。

申込金の支払の不履行または遅滞の結果ファンドに生じた損失、費用は、申込者の負担となる。

管理会社が一度受領した記入済申込書は、撤回不能である。受益証券の発行をもって、管理会社は、所有権確認書を発行する。

ファンドの受益証券の申込みが受諾された場合、当該受益証券の買付者は関連する取引日が経過するまで受益者名簿に記載されないことがあるが、当該受益証券は、関連する取引日の営業終了時点から有効に発行されたものとして取り扱われる。したがって、買付者が受益証券について支払った申込金は、関連する取引日からファンドの投資リスクの影響を受けることになる。

管理会社は、投資運用会社と協議の上、特定の期間中またはその他同社が決定する時期まで受益証券を発行しないことを随時決定することができる。かかる期間中、受益証券を申し込むことはできない。

ファンドの受益者は、ファクシミリ、電子メール(署名済PDFの形式)または管理会社と事前に合意したその他の電磁的手段により、管理会社が要求する他の情報および文書とともに、受益証券の記入済申込書を管理会社が取引期限までに受領するよう送付することとする。受益証券の継続申込みを請求する場合、受益者は、申込書の代わりに、申込・買戻注文書(管理会社が同意する様式の、申込みおよび買戻しを行うための取引注文書)を管理会社より取得し、管理会社に提出することができる。

受益証券は、関連する取引日の前営業日に該当する評価日または当該日が評価日でない場合は直前の評価日の評価時における該当する受益証券クラスの受益証券一口当り純資産価格に相当する価格(本件申込価格)に当該価格に対する3%以内の販売手数料(関連する販売会社に、またはその指示に従い、支払われる。)を加えた価格にて募集される。

最低申込口数

受益証券の最低申込口数は、10口以上10口単位であり、端数は発行されない。

非適格申込者

米国人は受益証券を買付けることはできず、買付者は直接、間接を問わず米国人のために受益証券を取得するものではない旨の証明を求められる。管理会社は、(a)その裁量で、受益証券買付申込みの全部または一部を拒絶し、(b)受益証券の買付けや保有を許されない受益者からいつでも、そのすべての受益証券を買戻すことができる。

口座開設依頼書は、受益証券の各申込予定者(該当する場合は、各共同保有者を含む。)に対して、特に、自らが受益証券の申込みに適格であり、適用法に違反することなく受益証券を取得し、保有することができる旨表明し、保証することを必要とする。受益証券は、ファンドが本来負担することのない納税義務を負うか、またはその他の金銭上の不利益を被ることとなる可能性がある与管理会社が判断する状況において、いかなる者に対しても募集、発行または譲渡されることはできない。

受益証券の申込者は、口座開設依頼書において、とりわけ、ファンドへの投資リスクを評価するための金融事項に関する知見、専門知識および経験を有していること、ファンドが投資する資産への投資に内在するリスクおよび当該資産の保有および/または取引の方法を認識していることならびにファンドへの投資全額を失うことに耐えられることを負担することができることを証明しなければならない。受益証券の譲受人は、譲渡の登録前に同様の条件で表明および保証を行う必要がある。

受益証券の様式

すべての受益証券は登録受益証券であり、受益者の資格は、受益者名簿への記載により証明され、受益証券の券面によって証明されるものではない。受益証券は、単独名義または4名を上限とする共同名義で登録することができる。受益証券が共同名義で登録される場合、すべての共同保有者は、取引(かかる受益証券の全部または一部の譲渡または買戻しを含むが、これらに限られない。)に関して、管理会社が共同保有者のうちいずれかの者による単独の書面による指図に基づき行為する権限を与える必要がある。

ファンドの集金口座に保有される翌日物の現金残高は、関連するファンドに投資される前または受益証券の
販売もしくは買戻しに関連して投資者に支払われる前を含めて、余剰資金強制弁済プログラム(以下「集金口
座余剰資金強制弁済プログラム」という。)の対象となることがある。集金口座余剰資金強制弁済プログラム
は、少なくともS & P、ムーディーズまたはフィッチのいずれかによる「A」以上の信用格付を有する第三者
の取引相手方(以下「集金口座余剰資金強制弁済カウンターパーティー」という。)において保有される一ま
たは複数の共同顧客口座に当該金銭を預託することが含まれる。ファンドの投資者は、集金口座余剰資金強制
弁済プログラムの結果、集金口座余剰資金強制弁済カウンターパーティーに対するカウンターパーティー・エ
クスポージャーを負うことに留意すべきである。取引相手方リスクに関する説明は、前記「第1 ファンドの
状況、3 投資リスク、 リスク要因」の「取引相手方リスク」と題するリスク要因に記載される。

投資家資金規則

(中略)

マネー・ロンダリング防止およびテロ資金供与防止

アイルランド2010年 - 2021年刑事司法(マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止に関する)法(その
後の改正を含む。)(以下「刑事司法法」という。)は、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与を防止お
よび発見するために、受益者全員の身元および住所ならびに、場合に応じて、受益者が代理で受益証券を保有
する場合の「実質的所有者」および/または上級業務執行役員(疑義を避けるために付言すると、刑事司法法
に定義される取締役および最高経営責任者(該当する場合)を含むものとする。)(以下「上級業務執行役
員」という。)の身元および住所を確認するための措置を含め、堅牢なリスク評価および適切な措置を講じる
義務を受託会社、管理会社および管理事務代行会社に課している。

管理事務代行会社としての管理会社は、刑事司法法に従い、各受益者、実質的所有者および/または上級業
務執行役員(場合による。)の身元を確認するために必要な書類を取得する。リスクベースのアプローチの適
用により、一定の状況において、管理事務代行会社としての管理会社は、特定の種類の投資者(重要な公的地
位を有する者またはハイリスクのカテゴリーに該当するとされる他の投資者など)について、強化された顧客
の精査を適用する必要がある。管理事務代行会社としての管理会社は、顧客、顧客を代理して行為すると称す
る者および対象となる実質的所有者に関して、刑事司法法第33条から第39条に定められる規定を遵守しなけれ
ばならない。

マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与を効果的に阻止するため、また刑事司法法第33(1)条に従い、管
理事務代行会社としての管理会社は、自己の顧客ならびに(関連ある場合)実質的所有者および/または上級
業務執行役員(該当する場合)を、次に掲げる場合において、特定および確認しなければならない。

- ・ ファンドに関する受益者と管理会社との間の取引関係の確立前
- ・ 不定期の取引またはサービスを行う前
- ・ 受益者に関する重要な内容が変更された場合

管理事務代行会社としての管理会社は、ファンドにおける受益者の身元を特定し、かつ確認する必要があ
る。受益者は、取引関係の開始前に、関連するマネー・ロンダリング防止に関する書類を提供するよう求めら
れる。

管理事務代行会社は、継続的な精査の実施が必要となることがあり、これに応じて、管理事務代行会社は、受益者、上級業務執行役員および/または受益証券の実質的所有者の本人確認のために必要とみなす追加情報をいつでも請求する権利を留保する。

管理事務代行会社としての管理会社は、ファンドの受益証券の申込者の身元および住所を確認するために必要と考える情報および書類を請求する。申込みが規制対象仲介業者を通じて行われ、かつ、当該仲介業者が適用ある法律によりアイルランドと同等のマネー・ロンダリング防止規則を有すると認められる国において営業を行っている場合には、管理事務代行会社は、当該投資者に対し簡略化した顧客の精査を適用することができ、または対象となるファンドの受益証券の申込者に関する規制対象仲介業者からの書面による表明に依拠することができるが、マネー・ロンダリング防止のため、当該投資者の継続的な監視も実施しなければならない。

ファンドの受益証券の申込みを希望する投資予定者に要求される書類の詳細(本人確認書類の種類を含む。)については、口座開設依頼書に概要が記載されている。管理事務代行会社は、マネー・ロンダリング防止に関する本人確認のために必要となる追加書類または情報について、投資予定者に通知する。

申込者の身元を確認するために管理事務代行会社が請求した情報の提出を申込者が遅延し、または行わなかった場合、管理事務代行会社は、投資者口座の開設または取引の実施を許可することを拒絶することができる。投資予定者は、投資者が上記に定められる第三者の本人確認のために管理事務代行会社に対して当該情報を提供していない限り、買戻金または分配金が第三者の口座に対しては支払われないことに特に留意すべきである。管理事務代行会社としての管理会社は、ファンドの受益証券の申込者がすべてのマネー・ロンダリング防止要件およびテロ資金供与防止要件を満たすまで投資者口座を開設する立場になく、また、当該状況において、管理事務代行会社は、マネー・ロンダリング防止要件およびテロ資金供与防止要件がすべて満たされ、申込者が投資者口座が開設された旨の確認を受領するまでは、申込書を受諾せず、またはファンドの集金口座への申込金を受領しないことについて、了承されたい。管理事務代行会社が、申込者の本人確認に成功し、申込者に対して投資者口座が開設された旨の確認を行った場合、申込者は、記入済申込書の受領の翌取引日時点でファンドの受益証券の申込みを許可される。

ファンドの受益証券の各申込者は、管理事務代行会社が請求した情報および書類を当該申込者が提出しなかった場合、受託会社および管理事務代行会社としての管理会社が当該申込者による購入申込みの処理が拒絶されたことまたは買戻金の支払が遅延したことによって生じるいかなる損失についても、損害を被らないことを確認し、かつ、これに同意する。

データ保護

管理会社は、ファンドのためにデータ処理を行っており、データ保護法上、データ処理者に該当する。

投資予定者は、ファンドに対する投資ならびにそれに関連して管理会社ならびにその関連会社およびその委託先との間でやりとり(口座開設依頼書への記入および(該当する場合)電子通信または電話の記録を含む。)を行うことにより、または投資者と関連のある個人(例えば、受益者の取締役、受託者、従業員、代表者、投資者、顧客、実質的所有者、代理人および役員)に関する個人情報¹を管理会社に提供することにより、データ保護法に定める個人データに該当する一定の個人情報を管理会社ならびにその関連会社および委託先に提供することに留意すべきである。

(中略)

管理会社は、それぞれの委託先および代理人との間で上記個人データを共有することがある。委託先の所在地がEEA域外または欧州委員会からデータ保護に関する充分性認定を受けていない第三国にある場合、適切なモデル条項が施行される。個人データは、関連するマネー・ロンダリング防止法に従って管理会社により保有される。一般に、管理会社は、関係の終了後5年間、マネー・ロンダリング防止義務を履行しながら、自らが有する個人データを保持する。ただし、法律もしくは適用ある規則またはその他に基づき、管理会社が同個人データを5年より長期間保持する義務を負う場合は、この限りではない。

一定の限定された場合において、管理会社は、ファンドとの間で契約を締結した結果取得した個人データについては、法律および規制上の目的のためならびに正当な事業目的のために、(自らの法的義務を基準として)マネー・ロンダリング防止法に基づく義務を果たすために必要な範囲において、データ管理者に該当することもある。

特定の認められた個人データの利用において、管理会社は、データ保護法に基づくデータ管理者のすべての義務を負っている。管理会社は、当該データ主体に関して自らがデータ管理者としての機能を履行しているデータ主体にデータ保護法に基づき付与されたすべての権利は、当該データ主体によってのみ、かつ、管理会社に対して直接行使されるものであることを確認する。

(中略)

管理会社は、データ保護法に基づく管理会社のデータ保護義務および個人のデータ保護を受ける権利の要点を説明した文書(以下「プライバシー通知」という。)を作成しており、その写しはファンドの受益者に送付済であり、請求に応じて入手可能である。

(中略)

受益証券は、米国1933年証券法(修正済)に基づき登録されておらず、また登録される予定もない。したがって、受益証券は、直接または間接を問わず、受益証券の販売の一部として、米国において、またはいかなる米国人の計算で募集、販売もしくは交付されてはならない。さらに、他の方法により取得された受益証券の募集、販売もしくは交付は、米国において、またはいかなる米国人の計算において行うことができない。

ファンドは、以上の禁止事由に反して販売、購入または保有された受益証券の強制買戻または強制売却の権利を有し、また行使する意図を有している。受益証券の申込みに際しては、申込者が米国人またはアイルランド課税対象者でないことの証明が必要である。

いかなるディーラー、セールスマンまたは他の者も本書に記載されている以外の情報を提供し、また表明を行うことを認められていない。かかる提供または表明が行われた場合、管理会社、販売会社またはその関係会社により認められたものとして提供または表明に依拠してはならない。

(中略)

受益証券の申込みを希望する者は、関連する地域における法律(必要な政府もしくは他の同意の取得および他の形式の遵守を含む。)を遵守するものとする。特に、本書に従い受益証券の申込みを希望する者は(A)予想される課税、(B)法律上の要請および(C)自らが国籍を有し、居住し、住所を有する国の法律に基づき適用を受け、かつ受益証券の購入、保有、処分または買戻しに関連する可能性のある外国為替規制および外国為替管理上の要請について、自ら調査するとともに自らの証券ブローカー、会計士、弁護士または他の独立した財務アドバイザーから専門的に助言を受けることが望ましい。

ファンドに投資しようとする投資者は、法律上または税務上の助言について、本書または管理会社、販売会社、それらの関連会社、役員、取締役もしくは従業員との事前もしくは事後の連結を解釈すべきではない。

ファンドに投資しようとする投資者は、ファンドに関する法律、税務、会計、規則および他の関連事項および自らのファンドの投資についてそれらの専門家の助言に依拠しなければならない。

ロ) 日本における申込(販売)手続等

(中略)

ファンド証券一口当りの販売価格は、購入申込日に適用される受益証券一口当り純資産価格である。販売単位は100口以上10口単位とする。日本における約定日は販売会社または販売取扱会社が当該注文の成立を確認した日(通常、申込日の翌ファンド営業日の翌国内営業日)であり、約定日から起算して4営業日目に、受渡しを行うものとする。以下の販売手数料が申込金額に付加されるものとする。

(後略)

2 買戻し手続等

<訂正前>

イ) 海外における買戻し手続等

受益者は、各取引日に買戻しを請求することができる。買戻しは、買戻日現在の一口当り純資産価格で行われる。ただし、管理会社は、管理会社の支配できない事由のため、買戻資金の調達のための先物運用資産の売却代金の清算が遅延し、または資金の他通貨への交換または移動が遅延した場合、買戻代金の支払に関連する取引日から最大30日間繰り延べることができる。買戻しにつき手数料は課せられない。上記の制限に服し、買戻代金の支払は、現金で、買戻しがなされた日後の4営業日目に行われる。

買戻しを希望する受益者は、買戻請求がなされる取引日に買戻請求を管理会社にその営業住所地宛提出しなければならない。すべての買戻請求は該当する取引日のダブリン時間午前10時以前に行われなければならない。同時刻後に受領された買戻請求については、管理会社の裁量により拒絶される。すべての買戻請求は管理会社の事前の同意なくして撤回することはできない。(同意の付与は管理会社の絶対的裁量による。)

受益証券一口当り純資産価格の計算が停止されている期間に取引日が含まれ、当該停止が取引日後二週間以上にわたるものと管理会社が判断する場合は、取引日現在で買戻を請求した受益者は、その旨の通知を受ける。管理会社は、当該事由が消滅するまで買戻請求手続を停止し、受益証券一口当りの純資産価格計算の停止終了後の最初の取引日に買戻しを実行する。

(中略)

ロ) 日本における買戻し手続等

(中略)

買戻価格は、当該買戻日現在で決定される受益証券一口当り純資産価格とする。

(後略)

<訂正後>

イ) 海外における買戻し手続等

受益者は、各取引日に受益証券を買い戻させる権限を有する。

ファンドの受益者は、ファクシミリ、電子メール(署名済PDFの形式)または管理会社と事前に合意したその他の電磁的手段により、管理会社が要求する他の情報および文書とともに、受益証券の記入済申込書を管理会社が取引期限までに受領するよう送付することとする。受益証券の買戻しを請求する場合、受益者は、買戻請求書の代わりに、申込・買戻注文書(管理会社が同意する様式による申込みおよび買戻しを行うための取引注文書)を管理会社より取得し、管理会社に提出することができる。

管理会社が取引期限までに関連する買戻請求を受領しなかった場合、当該買戻請求は、翌取引日まで持ち越され、その後、受益証券は、当該取引日に適用される関連する買戻価格で買い戻される。

ファンドの受益証券の買戻請求書が受諾された場合、受益証券は、当該買戻しを請求する受益者が受益者名簿から抹消されたか、または買戻価格が決定されたか、もしくは送金されたかにかかわらず、関連する取引日の営業終了時点から効力を有するよう買い戻されたものとして取り扱われる。したがって、関連する取引日以降、受益者は、受益者としての資格において、買戻しの対象となった受益証券に関して信託証書に基づいて生じる権利(ファンドの集会の通知を受領し、集会に出席し、または集会で投票する権利を含むが、買い戻された受益証券に関して買戻価格および関連する取引日より前に宣言されたが未払いの分配を受領する権利を除く。)を有せず、または行使することができない。当該買戻しを行う受益者は、買戻価格に関してファンドの債権者となる。支払不能による清算において、買戻しを行う受益者は、通常に劣後し、受益者に優先する。受益者は、当初購入に関して支払いが受領された、決済済の受益証券に関する買戻請求のみを提出することができる。

一旦提出された買戻請求は、管理会社が全般的にまたは特定の場合において決定しない限り、撤回不能とする。受益者は、当初購入に関して支払いが受領された、決済済の受益証券に関する買戻請求のみを提出することができる。

買戻価格

受益証券一口当りの買戻価格は、関連する取引日の前営業日に該当する評価日または当該日が評価日でない場合は直前の評価日の評価時における該当する受益証券クラスの受益証券一口当り純資産価格(以下「買戻価格」という。)である。

買戻しにつき手数料は課せられない。

決済

上記ならびに本「イ) 海外における買戻し手続等」および後記「3 資産管理等の概要、(1) 資産の評価、()純資産価格の計算」と題する項目において定められているところに従い、買戻金の支払いは原則として、可能な限り、該当する買戻決済期限までに、または投資運用会社との協議により管理会社が決定するこれより後の日までに、関連する取引日から最大30日間行われる。買戻金の支払いは、例えば管理会社が管理会社の支配できない事由のため、買戻資金の調達のための先物運用資産の売却代金の清算が遅延し、または資金の他通貨への交換または移動が遅延した場合に遅延することがある。

支払いは、管理会社が独自の裁量で別段の合意をしない限り、関連する受益証券クラスの表示通貨で、最小通貨単位(該当する場合)に自動的に概算され、当該受益証券の申込金が買戻しを請求した受益者によって当初送金されたのと同じ口座へ、直接送金により、受益者のリスクと費用で行われる。

管理会社および投資運用会社は、ファンドが関連する受益証券の買戻しに資金を提供するためにその投資から関連する金額を受領するまで、買戻金を受益者に送金する義務を負わないものとする。関連する取引日から実際の支払いまでの期間に関して、買戻金に利息が発生することはない。

受益証券一口当り純資産価格の計算が停止されている期間に取引日が含まれ、当該停止が取引日後二週間以上にわたるものと管理会社が判断する場合は、取引日現在で買戻を請求した受益者は、その旨の通知を受ける。管理会社は、当該事由が消滅するまで買戻請求手続を停止し、受益証券一口当り純資産価格の計算の停止終了後の最初の取引日に買戻しを実行する。

(中略)

ロ) 日本における買戻し手続等

(中略)

買戻価格は、買戻申込日に適用される受益証券一口当り純資産価格とする。

(後略)

3 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

<訂正前>

()純資産価格の計算

ファンドの純資産総額は米ドルで表示され、各取引日における評価時(各取引日のニューヨークにおける営業終了時をいう。以下同じ。)現在でファンドの資産より負債(管理会社とその積立を必要または適切であると判断する準備金を含む。)を控除することにより、管理会社により決定される。可能な限りにおいて、投資収益、支払利息、手数料およびその他の負債(管理報酬およびその他の報酬を含む。)が日割りで計算される。

一口当り純資産価格は、各取引日において、純資産総額を発行済み受益証券総数で除し、セント未満を四捨五入することによって計算される。

以下に記載される状況により受益証券一口当り純資産価格の計算が停止されている場合を除き、受益証券一口当り純資産価格は、管理会社、日本の販売会社で入手することができ、管理会社のウェブサイト <http://www.sumitrustgas.com/investor-information/fund-prices/> で公表される。当該価格は、前取引日の取引に適用される価格であり、したがって、関連する取引日の後に利用可能となる。この情報は、前取引日の取引に適用される価格が利用可能となった後可能な限り速やかに提供および公表され、常に最新に保たれる。

(中略)

ファンドの資産は次のように評価される。

- a 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、直近の取引値または直近の取引値が入手できない場合、当該取引所または市場の関連する評価時における当該証券の買い呼び値により評価される。有価証券が複数の証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場における直近の取引値が使用される。規制ある市場に上場または取引されているが、該当する市場外で値引きされて取得または取引された有価証券は、評価日のプレミアムまたは値引きの程度を考慮に入れて評価される。また、受託会社は、かかる手続の採用が証券の見込換金価格を確定するために正当であることを確保しなければならない。
- b 証券取引所に上場されておらずまたは規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、予想売却価格を基礎に管理会社(またはその代理人)により慎重かつ誠実に評価される。管理会社(または委任が証券を評価するに適正な場合、その受任者)は、この目的では受託会社に承認されなければならない。
- c 当該市場価格がない場合、またはaにおける市場価格が管理会社(またはその代理人)の判断により、当該有価証券の公正な価格を反映していない場合には、当該有価証券は、管理会社(またはその代理人)により、当該資産の予想売却価格算定のため慎重かつ誠実に評価される。管理会社(または委任が証券を評価するに適正な場合、その受任者)は、この目的では受託会社により承認されなければならない。

- d 証書、未収一覧払手形、約束手形および売掛債権、前払費用、利息およびその他の支払金は、その全額(適用される源泉税を除く)を評価額とする。ただし、当該資産につき全額評価の価値がない場合には、その金額は、管理会社(またはその代理人)が適当と判断する価値を有するものとする。
- e 現金およびその他の流動資産は、名目額および既発生利息額で評価する。
- f 管理会社(または、その代理人)は、ファンドのために、その保有する有価証券について売却または発行したコール・オプションで、その最終行使期限が徒過していない場合は、オプションの状況にかかわらず当該有価証券の市場価格で評価される。
- g 利付金融市場証書は、費用にその取得日からの発生済み利息を加えた金額で評価される。当該利息は、()取得時に支払われた経過利息および()取得時に支払われたプレミアムまたは取得された割引部分に、分子を当該取得日から関係する評価時までの経過日数、分母を当該証書の満期日と当該取得日との間の期間とする分数を乗じて求められた額の代数的合計額により調整される。
- h 先物およびオプション契約は特定の先物またはオプション契約が取引されている取引所における決済価格を基にした清算価値で評価される。ただし、当該取引所が決済価格を見積もることが実務的ではないかまたは何らかの理由により関連する評価時において当該決済価格を入手できない場合、当該価値は、管理会社により任命され、かかる目的のために受託会社により承認された適格者により慎重かつ誠実に見積もられた予想換金価格とする。
- i 管理会社の意見により、上述の方法で適正に評価されないと判断された有価証券、派生商品または他の財産については、管理会社(またはその代理人)が受託会社の承認を得て随時定める方法により随時の価値が決定され、用いられる方法は明確に文書化される。
- j 既に知られた価値で実現され、または実現されることが契約された資産については、当該実現による手取金を当該資産価値の他の決定方法に代わるものとして取り扱う。
- k 投資信託の資産の価値は当該投資信託により公表された直近の一口当り純資産価格とする。
- l あらゆる資産の価値は、関連するあらゆる通貨プレミアムまたは割引額を考慮して決定される。
- m すべての資産(または負債)に関して、当該資産または負債の価値は、管理会社(またはその代理人)が決定する金額でアイルランドにおいて一般に認められた会計原則に従い慎重かつ誠実に(受託会社の承認を得て)他の方法により決定された当該資産または負債の公平な価値とする。

- n. 取引所外(店頭)デリバティブ契約の価値は、取引相手方評価額または代替評価額を用いて決定されるものとする。取引相手方評価額が用いられる場合、店頭デリバティブ契約の価値は、評価時における当該契約の取引相手方による見積額を用いて決定され、取引相手方により週に一度以上評価されるものとし、かかる目的のために受託会社により承認された取引相手方から独立した者により月に一度以上検証される。代替評価額が用いられる場合、店頭デリバティブ契約の価値は、管理会社により任命され、かかる目的のために受託会社により承認された、当該評価を行うのに適切な人的および技術的手段を有する独立した価格情報提供者により提供される評価額を用いて、または、当該価値が受託会社により承認されることを条件としてその他の手段による評価額を用いて決定される。代替評価額は、月に一度以上、取引相手方評価額と一致させなければならない。大幅な差異が生じた場合、速やかに調査され、説明されなければならない。管理会社は、店頭デリバティブ契約の評価額を提供する当該取引相手方が合理的正確性をもって、かつ、信頼性のある根拠に基づき当該契約を評価すること、および、常時管理会社の主導に応じて公正価値での相殺取引によって店頭デリバティブが売却され、清算され、または手仕舞いされる可能性があることを確信する。
- o. 為替予約取引および金利スワップ契約は、自由に入手可能な市場相場を参照して評価される。

(後略)

<訂正後>

()純資産価格の計算

ファンドの純資産総額は米ドルで表示され、各評価日における評価時(各評価日のニューヨークにおける営業終了時をいう。以下同じ。)現在でファンドの資産より負債(管理会社はその積立を必要または適切であると判断する準備金を含む。)を控除することにより、管理会社により決定される。可能な限りにおいて、投資収益、支払利息、手数料およびその他の負債(管理報酬およびその他の報酬を含む。)が日割りで計算される。

一口当り純資産価格は、各評価日において、純資産総額を発行済受益証券総数で除し、セント未満を四捨五入することによって計算される。

ファンドの勘定で受領した担保は、関連する取引相手方による債務不履行がない場合はファンドの資産とはみなされないため、ファンドの純資産価格の計算からは除外される。

ある評価日に係る関連する取引終了時刻までに管理会社が受領した取引確認書は、管理会社による当該評価日に係る純資産価格の計算に含まれる。例えば、取引日がいずれかの評価日に該当する場合で、当該取引が取引終了時刻までに管理会社に提供されるとき、その評価は、当該評価日について計算される純資産価格に反映される。ある評価日に係る関連する取引終了時刻の後に管理会社が受領した取引確認書は、管理会社による次の評価日に係る純資産価格の計算に含まれる。

以下に記載される状況により受益証券一口当り純資産価格の計算が停止されている場合を除き、受益証券一口当り純資産価格は、管理会社、日本の販売会社で入手することができ、管理会社のウェブサイト <http://www.sumitrustgas.com/investor-information/fund-prices/> で公表される。当該価格は、前取引日の取引に適用される価格であり、したがって、関連する取引日の後に利用可能となる。この情報は、前取引日の取引に適用される価格が利用可能となった後可能な限り速やかに提供および公表され、常に最新に保たれる。

(中略)

ファンドの資産は次のように評価される。

- a 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券(債券を除く。)は、当該取引所または市場の関連する評価時における直近の取引値により評価される。有価証券が複数の証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場における直近の取引値が使用される。規制ある市場に上場または取引されているが、該当する市場外で値引きされて取得または取引された有価証券は、評価日のプレミアムまたは値引きの程度を考慮に入れて評価される。また、受託会社は、かかる手続の採用が証券の見込換金価格を確定するために正当であることを確保しなければならない。
- b 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている債券は、定評あるベンダーが提供した入力を用いて、実現可能価額の最良の見積価格で評価される。この入力には、主要な変数(報告取引価格、委託業者/取引業者の相場価格、指標銘柄利回り、発行体スプレッド、買い気配、売り気配およびその他の参照データを含むことがあるが、これらに限られない。)を用いて価額を決定するマトリクス・アプローチを適用することができる。利息は、有価証券の取得日から発生する。当該価格が入手不可能である場合には、かかる有価証券は、委託業者の買い気配の相場価格の終値で評価するものとする。
- c 証券取引所に上場されておらずまたは規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、予想売却価格を基礎に管理会社(またはその代理人)により慎重かつ誠実に評価される。管理会社(または委任が証券を評価するに適正な場合、その受任者)は、この目的では受託会社に承認されなければならない。
- d 当該市場価格がない場合、またはaにおける市場価格が管理会社(またはその代理人)の判断により、当該有価証券の公正な価格を反映していない場合には、当該有価証券は、管理会社(またはその代理人)により、当該資産の予想売却価格算定のため慎重かつ誠実に評価される。管理会社(または委任が証券を評価するに適正な場合、その受任者)は、この目的では受託会社により承認されなければならない。
- e 証書、未収一覧払手形、約束手形および売掛債権、前払費用、利息およびその他の支払金は、その全額(適用される源泉税を除く)を評価額とする。ただし、当該資産につき全額評価の価値がない場合には、その金額は、管理会社(またはその代理人)が適当と判断する価値を有するものとする。

- f 現金およびその他の流動資産は、名目額および既発生利息額で評価する。
- g 管理会社(または、その代理人)は、ファンドのために、その保有する有価証券について売却または発行したコール・オプションで、その最終行使期限が徒過していない場合は、オプションの状況にかかわらず当該有価証券の市場価格で評価される。
- h 利付金融市場証書は、費用にその取得日からの発生済利息を加えた金額で評価される。当該利息は、()取得時に支払われた経過利息および()取得時に支払われたプレミアムまたは取得された割引部分に、分子を当該取得日から関係する評価時までの経過日数、分母を当該証書の満期日と当該取得日との間の期間とする分数を乗じて求められた額の代数的合計額により調整される。
- i 先物およびオプション契約は特定の先物またはオプション契約が取引されている取引所における決済価格を基にした清算価値で評価される。ただし、当該取引所が決済価格を見積もることが実務的ではないかまたは何らかの理由により関連する評価時において当該決済価格を入手できない場合、当該価値は、管理会社により任命され、かかる目的のために受託会社により承認された適格者により慎重かつ誠実に見積もられた予想換金価格とする。
- j 管理会社の意見により、上述の方法で適正に評価されないと判断された有価証券、派生商品または他の財産については、管理会社(またはその代理人)が受託会社の承認を得て随時定める方法により随時その価値が決定され、用いられる方法は明確に文書化される。
- k 既に知られた価値で実現され、または実現されることが契約された資産については、当該実現による手取金を当該資産価値の他の決定方法に代わるものとして取り扱う。
- l 投資信託の資産の価値は当該投資信託により公表された直近の一口当り純資産価格とする。
- m あらゆる資産の価値は、関連するあらゆる通貨プレミアムまたは割引額を考慮して決定される。
- n すべての資産(または負債)に関して、当該資産または負債の価値は、管理会社(またはその代理人)が決定する金額でアイルランドにおいて一般に認められた会計原則に従い慎重かつ誠実に(受託会社の承認を得て)他の方法により決定された当該資産または負債の公平な価値とする。

- o 取引所外(店頭)デリバティブ契約の価値は、取引相手方評価額または代替評価額を用いて決定されるものとする。取引相手方評価額が用いられる場合、店頭デリバティブ契約の価値は、評価時における当該契約の取引相手方による見積額を用いて決定され、取引相手方により週に一度以上評価されるものとし、かかる目的のために受託会社により承認された取引相手方から独立した者により月に一度以上検証される。代替評価額が用いられる場合、店頭デリバティブ契約の価値は、管理会社により任命され、かかる目的のために受託会社により承認された、当該評価を行うのに適切な人的および技術的手段を有する独立した価格情報提供者により提供される評価額を用いて、または、当該価値が受託会社により承認されることを条件としてその他の手段による評価額を用いて決定される。代替評価額は、月に一度以上、取引相手方評価額と一致させなければならない。大幅な差異が生じた場合、速やかに調査され、説明されなければならない。管理会社は、店頭デリバティブ契約の評価額を提供する当該取引相手方が合理的正確性をもって、かつ、信頼性のある根拠に基づき当該契約を評価すること、および、常時管理会社の主導に応じて公正価値での相殺取引によって店頭デリバティブが売却され、清算され、または手仕舞いされる可能性があることを確信する。
- p 為替予約取引および金利スワップ契約は、自由に入手可能な市場相場を参照して評価される。

(後略)

別紙A

<訂正前>

定義

下記の定義は、文脈上、明らかに異なる場合を除き、以下の意味を有するものとする。

- 「決算日」 ファンドの年次報告書を作成する基準となる日で、毎年3月末日をいう。管理会社および受託会社は、アイルランド中央銀行の承認を得て、決算日の変更合意することができる。
- 「ユニット・トラスト法」 1990年ユニット・トラスト法および同法に基づき発行されたAIFルールブックならびに修正の如何を問わず、それらが再制定されたものをいう。
- (中略)
- 「AIFルールブック」 随時アイルランド中央銀行により発行され、随時改訂、置換または更新される可能性のあるオルタナティブ投資ファンドルールブックをいう。
- 「申込書」 その書面の規定に基づき、申込人がファンドの受益証券を購入し、ファンドの受益者となることに同意した書面をいう。
- 「基準通貨」 米ドルをいう。
- (中略)
- 「営業日」 アイルランド、東京およびニューヨークにおける銀行営業日である、土曜日および日曜日以外の日をいう。
- 「アイルランド中央銀行」 アイルランドの中央銀行をいう。
- 「CMS」 パッシブ・キャッシュ・マネジメント・スイープをいい、詳細については、前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、 リスク要因」の「取引相手方リスク」の項に記載される。
- 「CMS取引相手」 CMSに関連する金銭が預託される1つ以上の混蔵顧客口座を保有する第三者の取引相手方をいう。
- 「取引日」 全営業日をいう。
- 「受託会社」 ファンドの受託会社として、エスエムティー・トラスティー(アイルランド)リミテッド、または、アイルランド中央銀行の要件に従って、ファンドの受託会社として、管理会社が任命しアイルランド中央銀行が承認する後継会社をいう。
- (中略)
- 「ユーロ」 アイルランドの法定通貨または承継通貨をいう。

「EU」	<p>欧州連合をいい、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデンおよびオランダの加盟国により現在構成される。</p> <p>(中略)</p>
「ファンド」	<p>ユニット・トラスト法の規定に基づき、アイルランド中央銀行により認可された個人投資家向けAIFユニット・トラストであるマンスリー ディビデンド ハイ イールド ファンドをいう。</p>
「GDPR」	<p><u>一般データ保護規則として知られる、2018年5月25日に施行された規則(EU)2016/679をいう。</u></p>
「投資運用会社」	<p>ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーをいう。</p>
「投資運用契約」	<p>1998年2月24日付で<u>管理会社と投資運用会社との間で締結された投資運用契約(2014年12月10日付更改契約により更改済)</u>をいい、当該契約に基づき、投資運用会社はファンドの投資運用会社として行為する。</p> <p>(中略)</p>
「アイルランド課税対象者」	<p>以下の者以外の者をいう。</p> <p>) 外国人。</p> <p>(中略)</p> <p>x) アイルランド国庫管理庁もしくは租税統合法第739条D(6)(kb)に定めるファンド投資ヴィークル</p> <p>x) (2000年公的年金積立基金法(改正済)第2条に定める)公的年金積立基金委員会または委員会投資ヴィークル。</p> <p>xx) 2000年公的年金積立基金法(改正済)第2条に定める公的年金積立基金委員会または委員会投資ヴィークルを通じて行為する当国。</p> <p>xxi) 取締役が適宜承認したその他の者。ただし、かかる者が受益証券を保有することにより、租税統合法第27編第1A章に基づき受益者に関しファンドに納税義務が生じる可能性がもたらされないことを条件とする。</p> <p>いずれの場合も、上記の地位を証する租税統合法スケジュール2Bその他に定める適正な申告書およびかかるその他の情報を該当日にファンドが所有していることを条件とする。</p> <p>(中略)</p>
「受益証券1口当り純資産価格」	<p>常に、純資産額を当該時点の発行済受益証券口数で除した額をいう。</p>
「PRIIPs規則」	<p>パッケージ型リテール投資商品および保険ベース投資商品に係るEU規則(EU 1286/2014)をいう。</p>

「英文目論見書」	英文目論見書をいう。
「参照ベンチマーク」	ブルームバーグ・ <u>バークレイズ</u> 米国コーポレート・ハイイールド・インデックスをいう。 (中略)
「特定米国人」	下記(i)から()のいずれかに該当する者のうち、下記(1)から(12)を除く者をいう。 (中略) (12) 米国内国歳入法第6045条(c)に定義されるブローカー 本定義は、米国内国歳入法に従って解釈されるものとする。
「持続可能性リスク」	発生した場合、投資価値に重大な悪影響を実際にもたらし、またはもたらすおそれのある環境、社会またはガバナンスに関する事由または状況をいう。
「S&P」	<u>S&Pグローバル・レーティング</u> をいう。
「タクソノミー規則」	持続可能な投資を容易にするための枠組みの創設に関する規則(規則(EU)2020/852)(随時補足、統合、何らかの形式で置換または別途修正される。)をいう。
「租税統合法」	適宜改正される1997年アイルランド租税統合法をいう。
「信託証書」	1998年2月27日付で管理会社と受託会社との間で締結されたファンドを構成する信託証書(2015年12月30日付改訂・再録信託証書により改訂・再録済)をいう。 (中略)
「米国人」	アメリカ合衆国の市民もしくは居住者、アメリカ合衆国の法令に基づき設立され、もしくはそれらにおいて存在しているパートナーシップ、会社その他の法人、その源泉を問わず所得がアメリカ合衆国連邦所得税の課税対象となる資産(1996年12月31日かまたはそれ以前の日から始まる課税年度については信託)、(それより前が選択されるのでなければ)1996年12月31日より後に始まる課税年度についてアメリカ合衆国内の裁判所が信託の管理について1次的管轄権を行使でき、一以上のアメリカ合衆国の受託者が信託のあらゆる重大な決定について支配を及ぼす権限がある場合の当該信託、コモディティー・プール、投資会社その他の同様の法人(アメリカ合衆国外で設立され本店が同国外に存在する法人の従業員、役員または本人のためのペンション・プランを除く)のような主として消極投資を目的として組織された法人であって、(1)米国人が合計10パーセント以上の団体の受益権を所有しており、もしくは(2)参加者が非米国人であるために運用者がアメリカ商品先物取引委員会規則の第4章の要件から免除されているコモディティー・プールにおける米国人の投資促進にその主目的があるもの、または17 C. F. R. セクション230.902 (o)上の米国人を構成する人もしくは法人をいう。
「評価時」	各取引日のニューヨークにおける営業終了時をいう。

<訂正後>

定義

下記の定義は、文脈上、明らかに異なる場合を除き、以下の意味を有するものとする。

- 「決算日」 ファンドの年次報告書を作成する基準となる日で、毎年3月末日をいう。管理会社および受託会社は、アイルランド中央銀行の承認を得て、決算日の変更合意することができる。
- 「口座開設依頼書」 ファンドに関して、管理会社から取得される用紙で、ファンドの受益証券に申し込むために投資者口座を開設するために要求されるものをいう。
- 「ユニット・トラスト法」 1990年ユニット・トラスト法および同法に基づき発行されたAIFルールブックならびに修正の如何を問わず、それらが再制定されたものをいう。
- (中略)
- 「AIFルールブック」 随時アイルランド中央銀行により発行され、随時改訂、置換または更新される可能性のあるオルタナティブ投資ファンドルールブックをいう。
- 「基準通貨」 米ドルをいう。
- (中略)
- 「営業日」 ダブリン、東京およびニューヨークにおける銀行営業日である、土曜日および日曜日以外の日をいう。
- 「余剰資金強制弁済力
ウンターパーティー」 「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、
リスク要因」の「余剰資金強制弁済リスク」の項に記載される意味を有する。
- 「余剰資金強制弁済プ
ログラム」 「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、
リスク要因」の「余剰資金強制弁済リスク」の項に記載される意味を有する。
- 「アイルランド中央銀行」 アイルランドの中央銀行をいう。
- 「集金口座」 管理会社によって管理される口座であって、()ファンドの投資家からの申込金の受領および()ファンドの受益者に対する買戻代金および/または分配金の支払いに用いられる口座をいう。
- 「集金口座余剰資金強
制弁済カウンターパー
ティー」 「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、1 申込(販売)手続等、イ) 海外における申込(販売)手続等」の項に記載される意味を有する。

「 <u>集金口座余剰資金強制弁済プログラム</u> 」	「 <u>第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、1 申込(販売)手続等、イ) 海外における申込(販売)手続等</u> 」の項に記載される意味を有する。
「CMS」	パッシブ・キャッシュ・マネジメント・スイープをいい、詳細については、前記「 <u>第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、リスク要因</u> 」の「 <u>取引相手方リスク</u> 」の項に記載される。
「CMS取引相手」	CMSに関連する金銭が預託される1つ以上の混蔵顧客口座を保有する第三者の取引相手方をいう。
「 <u>データ保護法</u> 」	<u>一般データ保護規則(規則2016/679)によって導入されたEUのデータ保護法制をいう。</u>
「取引日」	全営業日をいう。
「 <u>取引期限</u> 」	<u>各評価日の午前10時(ダブリン時間)までをいう。</u>
「 <u>受託会社</u> 」	ファンドの受託会社として、エスエムティー・トラスティー(アイルランド)リミテッド、または、アイルランド中央銀行の要件に従って、ファンドの受託会社として、管理会社が任命しアイルランド中央銀行が承認する後継会社をいう。 (中略)
「ユーロ」	アイルランドの法定通貨または承継通貨をいう。
「 <u>EEA</u> 」	<u>EU加盟国ならびにアイスランド、リヒテンシュタインおよびノルウェーを含む欧州経済領域をいう。</u>
「EU」	欧州連合をいい、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデンおよびオランダの加盟国により現在構成される。 (中略)
「 <u>ファンド</u> 」	ユニット・トラスト法の規定に基づき、アイルランド中央銀行により認可された個人投資家向けAIFユニット・トラストであるマンスリー ディビデンド ハイ イールド ファンドをいう。
「 <u>投資運用会社</u> 」	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーをいう。
「 <u>投資運用契約</u> 」	1998年2月24日付投資運用契約(2014年12月31日に改訂済)は2014年12月10日付更改契約により更改され、同契約に基づき、投資運用会社はファンドの投資運用会社として行為する。 (中略)

「アイルランド課税対象者」	<p>以下の者以外の者をいう。</p> <p>) 外国人。</p> <p>(中略)</p> <p>x) <u>アイルランド国庫管理庁もしくは租税統合法第739条D(6)(kb)に定めるファンド投資ヴィークル。</u></p> <p>x) <u>1964年保険法(2018年保険(改正)法により改正)に基づきアイルランド自動車保険機構により行われる自動車保険保証基金に支払われた金銭の投資に関するアイルランド自動車保険機構。</u></p> <p>xx) (2000年公的年金積立基金法(改正済)第2条に定める)公的年金積立基金委員会または委員会投資ヴィークル。</p> <p>xxi) 2000年公的年金積立基金法(改正済)第2条に定める公的年金積立基金委員会または委員会投資ヴィークルを通じて行為する当国。</p> <p>xx) <u>取締役が適宜承認したその他の者。ただし、かかる者が受益証券を保有することにより、租税統合法第27編第1A章に基づき受益者に関しファンドに納税義務が生じる可能性がもたらされないことを条件とする。</u></p> <p>いずれの場合も、上記の地位を証する租税統合法スケジュール2Bその他に定める適正な申告書およびかかるその他の情報を該当日にファンドが所有していることを条件とする。</p> <p>(中略)</p>
「受益証券一口当り純資産価格」	常に、純資産額を当該時点の発行済受益証券口数で除した額をいう。
「OECD」	<u>経済協力開発機構をいう。</u>
「PRIIPs規則」	パッケージ型リテール投資商品および保険ベース投資商品に係るEU規則(EU 1286/2014)をいう。
「英文目論見書」	英文目論見書をいう。
「買戻日」	<u>その日において買戻請求が取り扱われ、取締役により定められる営業日をいう。</u>
「買戻請求書」	<u>ファンドに関して管理会社から取得される様式で、ファンドの受益証券の買戻しを受けるために受益者が記入を求められるものをいう。</u>
「買戻価格」	<u>「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、イ) 海外における買戻し手続等」に規定される買戻価格をいう。</u>
「買戻請求」	<u>各受益者に関して、いずれかの買戻日に関する受益証券の一定の口数または価額に係る買戻しについて、適式に記入された買戻請求書の交付を通じて行われる請求をいう。</u>

「買戻決済期限」	<u>取引日後の4営業日目までをいう。</u>
「参照ベンチマーク」	ブルームバーグ米国コーポレート・ハイイールド・インデックスをいう。 (中略)
「特定米国人」	下記(i)から()のいずれかに該当する者のうち、下記(1)から(12)を除く者をいう。 (中略) (12) 米国内国歳入法第6045条(c)に定義されるブローカー 本定義は、米国内国歳入法に従って解釈されるものとする。
「S&P」	<u>S&Pグローバル・レーティングをいう。</u>
「申込書」	<u>ファンドに関して、管理会社から取得される申込書の様式で、ファンドの受益証券の申込みのため、または既存の受益者の場合は、ファンドの追加の受益証券の申込みを行うために、投資者が記入を求められるものをいう。</u>
「本件申込価格」	<u>「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、1 申込(販売)手続等、イ) 海外における申込(販売)手続等」に規定される申込価格をいう。</u>
「申込決済期限」	<u>ファンドに関して、取引日後の4営業日目までをいう。</u>
「持続可能性リスク」	発生した場合、投資価値に重大な悪影響を実際にもたらし、またはもたらすおそれのある環境、社会またはガバナンスに関する事由または状況をいう。
「タクソノミー規則」	持続可能な投資を容易にするための枠組みの創設に関する規則(規則(EU)2020/852)(随時補足、統合、何らかの形式で置換または別途修正される。)をいう。
「租税統合法」	適宜改正される1997年アイルランド租税統合法をいう。
「取引終了時刻」	<u>評価日にファンドの計算において実施される取引に関して、翌営業日の午前7時(ダブリン時間)または投資運用会社との協議後に管理会社が同意したその他の時間までをいう。</u>
「信託証書」	1998年2月27日付で管理会社と受託会社との間で締結されたファンドを構成する信託証書(2015年12月30日付改訂・再録信託証書により改訂・再録済、2022年2月24日付補足信託証書により補足済)をいう。 (中略)

「米国人」

アメリカ合衆国の市民もしくは居住者、アメリカ合衆国の法令に基づき設立され、もしくはそれらにおいて存在しているパートナーシップ、会社その他の法人、その源泉を問わず所得がアメリカ合衆国連邦所得税の課税対象となる資産(1996年12月31日かまたはそれ以前の日から始まる課税年度については信託)、(それより前が選択されるのでなければ)1996年12月31日より後に始まる課税年度についてアメリカ合衆国内の裁判所が信託の管理について1次的管轄権を行使でき、一以上のアメリカ合衆国の受託者が信託のあらゆる重大な決定について支配を及ぼす権限がある場合の当該信託、コモディティール・プール、投資会社その他の同様の法人(アメリカ合衆国外で設立され本店が同国外に存在する法人の従業員、役員または本人のためのペンション・プランを除く)のような主として消極投資を目的として組織された法人であって、(1)米国人が合計10パーセント以上の団体の受益権を所有しており、もしくは(2)参加者が非米国人であるために運用者がアメリカ商品先物取引委員会規則の第4章の要件から免除されているコモディティール・プールにおける米国人の投資促進にその主目的があるもの、または17 C. F. R. セクション230.902 (o)上の米国人を構成する人もしくは法人をいう。

「評価日」

各営業日をいう。

「評価時」

各評価日のニューヨークにおける営業終了時をいう。

別紙B

<訂正前>

主要契約

以下の契約は、日常の業務の一貫としてではなく締結されたものであり、重要または重要である可能性がある。

- 1 2015年12月30日付信託証書
- 2 発行された場合、ファンドの直近の年次報告書および半期報告書
- 3 投資運用契約(2014年12月31日付で改訂済)

(後略)

<訂正後>

主要契約

以下の契約は、日常の業務の一貫としてではなく締結されたものであり、重要または重要である可能性がある。

- 1 信託証書
- 2 発行された場合、ファンドの直近の年次報告書および半期報告書
- 3 投資運用契約

(後略)

別紙C

<訂正前>

効率的ポートフォリオ運用

(中略)

現金担保：

現金は、以下に定めるもの以外には投資することができない。

- (a) 5営業日またはレポ契約または貸株契約によって決定されることができるこれより短い期間内において引き出すことができる預金。預金の保有は、アイルランド中央銀行のルールブックの該当する規定に服する。取引の相手方または関連機関は、預金を保有することができない。

(中略)

- (f) AAA格または同等の格付けを有し、かつ、維持している、日々取引されるマネー・マーケット・ファンド。アイルランド中央銀行のルールブックに記載されるとおり、投資が連動ファンドに対して行われる場合、投資先のマネー・マーケット・ファンドによる申込手数料または買戻手数料は課されないことが可能である。

(後略)

<訂正後>

効率的ポートフォリオ運用

(中略)

現金担保：

現金は、以下に定めるもの以外には投資することができない。

- (a) 5営業日またはレポ契約または貸株契約によって決定されることができるこれより短い期間内において引き出すことができる預金。預金の保有は、AIFルールブックの該当する規定に服する。取引の相手方または関連機関は、預金を保有することができない。

(中略)

- (f) AAA格または同等の格付けを有し、かつ、維持している、日々取引されるマネー・マーケット・ファンド。AIFルールブックに記載されるとおり、投資が連動ファンドに対して行われる場合、投資先のマネー・マーケット・ファンドによる申込手数料または買戻手数料は課されないことが可能である。

(後略)